

【実践編2 洪水氾濫】



実践編の目的と利用方法

◆実践編の目的

災害に強いまちづくりを進めるための具体施策の検討・実施にあたり、参考となる取組事例を掲載

◆実践編の利用方法

災害に強いまちづくりの導入メニュー、災害事象、実施主体の規模を手掛かりに、必要な事例を検索して利用

【解説】

①実践編の目的

「実践編」は、「計画編」を参考として策定した災害に強いまちづくり計画に掲げた「まちの将来像」の実現に資する具体施策を検討・実施する上での参考資料として作成するものです。

防災指針を検討するときの具体施策を検討するときや、防災・減災施策の効果的な進め方を検討するときには活用していただくことを想定し、具体的な取組事例を掲載しています。

②実践編の利用方法

実践編では「計画編 第1章」で示した「災害に強いまちづくり施策体系(例)」の導入メニューに従って取組事例を掲載しています。

個々の取組事例はカルテ形式で整理しており、災害事象、取組主体の人口や世帯数、都市計画指定状況等の諸元を掲載しています。これらの情報を手掛かりに、災害に強いまちづくりの所管課の職員の方が、必要な事例を検索して利用していただくことを想定しています。

来年の防災訓練は
●●市の方法を取り
入れて・・・



(イラスト出典：いらすとや)

<取組事例カルテの構成>

「災害に強い施策体系(例)」(※1.4 ページ参照)の基本施策・導入メニューを掲載

各取組の対象災害、対策の目的を掲載

参考情報として取組に対応するSDGsのアイコンを掲載

実施主体の諸元を掲載

基本事項	II 洪水に強い都市構造の構築	リスク回避	洪水氾濫
基本施策	II-1	洪水対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	II-1-⑦	洪水浸水対策	

田んぼダム利用活用促進事業

実施主体：新潟県新潟市

諸元

人口	789,275 人
世帯数	331,272 世帯
行政区面積	726.27K m ²
都市計画	線引き都市計画区域
用途地域指定	あり

断面図

田んぼダムを実施していない水田

田んぼダムを実施している水田

取組概要を掲載

取組概要

- 新潟市では、田んぼに降った雨水をゆっくり流すことで、排水路の急激な水位上昇を防ぎ周辺の農作物や農地、下流の市街地の浸水被害を軽減する田んぼダムの取り組みを進めています。
- 田んぼダムは、田んぼの排水口に小さな穴をあけた板などの調整装置を設置することで効果を発揮します。

取組のポイント

【モデル地区の選定】水田全域で田んぼダムに取り組み、その効果を検証・周知することでさらなる普及・推進を目指し、近年の集中豪雨による農作物の被害や、排水路下流の住宅地の浸水被害が起きている江南区天野の水田をモデル地区に設定しました。

【大学との連携】モデル地区では、新潟大学と連携しながら、詳細な軽減効果を検証するほか、農家の負担軽減などを考慮したより効果的な方法を検討し、平成26年度から整備を行い、平成27年度に整備が完了しました。

活用事業

新潟市単独事業

新潟市「田んぼダム利用活用促進事業」<https://city.niigata.lg.jp/business/norinsuisan/oson/nogyononon/tandam.html>

取組事例のタイトル、実施主体を掲載

視覚で理解できる情報を掲載

取組のポイントを掲載

活用した補助事業や制度を掲載

図 取組事例カルテの構成と掲載内容



基本的な考え方 (基本事項)	基本施策	導入メニュー	実践編 掲載事例	
災害に強いまちづくり(ハードとソフトのベストミックス)	I 安全で確実な避難の確保	(I-1)ハザードマップ・避難計画の整備	① ハザードマップの作成 ② 避難計画等の作成	短期 リスク回避 ● 短期 リスク低減 ●
		(I-2)安全な避難空間の確保	① 避難場所の確保・整備 ② 避難困難地域の解消(広域避難を含む) ③ 避難経路の確保	短期 リスク回避 ● 短期 リスク回避 ● 短期 リスク回避 ●
		(I-3)確実な避難行動の確保	① 情報収集装置の整備 ② 情報伝達方法の整備(二重・多様化) ③ 災害時要支援者等の支援	短期 リスク低減 ● 短期 リスク低減 ● 短期 リスク低減 ●
		(I-4)洪水避難対策で必要となる施設対策	① 避難誘導標識・案内等の整備	短期 リスク低減 ●
	II 洪水に強い都市構造の構築	(II-1)洪水対策を必要とする施設対策	① 建物の耐水化の推進	中長期 リスク回避 ●
			② ライフラインの耐水化の推進	中長期 リスク回避 ●
			③ 地域防災拠点等の整備	中長期 リスク回避 ●
			④ 重要公共施設の再配置	中長期 リスク回避 ●
			⑤ 災害弱者施設(保育園、高齢者施設等)の再配置	中長期 リスク回避 ●
			⑥ 宅地地盤の嵩上げ	中長期 リスク回避 ●
	⑦ 洪水浸水対策		中長期 リスク回避1 ●	
	⑧ 堤防等の補強・機能強化		中長期 リスク回避 ●	
	(II-2)災害リスクに対応した土地利用計画	① 地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	短期 リスク低減 ●	
		② 災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	短期 リスク回避 ●	
	(II-3)地域の孤立対策	① ヘリポートの整備 ② 食料、生活必要物資の備蓄(備蓄倉庫の整備) ③ 確実な情報収集・提供手段の整備 ④ 緊急輸送道路の確保	短期 リスク回避 ●	
			短期 リスク低減 ●	
短期 リスク低減 ●				
短期 中長期 リスク回避 ●				
III 災害に強い組織・人をつくる	(III-1)人材等の育成	① 自主防災組織の結成と活動の充実	短期 リスク低減 ●	
		② 水防団の充実・強化	短期 リスク低減 ●	
		③ 自分の判断で避難できる防災教育の推進	短期 リスク低減 ●	
		④ 防災教育の推進(住民・子供たちの意識づくり)	短期 リスク低減 ●	
	(III-2)自治体・企業等の連携	① 国・県・自衛隊・消防・警察・NEXCOとの連携強化	短期 リスク低減 ●	
		② 他の地方公共団体との連携強化(防災協定・日常の地域間交流)	短期 リスク低減 ●	
		③ 企業との連携強化(防災協定)	短期 リスク低減 ●	
		④ NPOとの連携	短期 リスク低減 ●	
(III-3)地方公共団体の防災力向上	① 貴重なデータの保護	短期 リスク回避 ●		
	② 事業継続計画(BCP)の策定促進	短期 リスク低減 ●		
	③ 職員の意識づくり	短期 リスク低減 ●		
(III-4)有事を見据えた体制づくり	① 自主防災組織による避難防災訓練の実施	短期 リスク低減 ●		
	② 広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくり	短期 リスク低減 ●		
	③ 支援物資等の受け入れ態勢の検討	短期 リスク低減 ●		
	④ 災害廃棄物処理体制の検討	短期 リスク低減 ●		
IV 事前復興	(IV-1)事前復興まちづくり	① 事前復興まちづくりの準備	短期 リスク回避 ●	
		② 事前復興計画の策定	短期 リスク回避 ●	
		③ 企業の事業継続計画(BCP)の策定促進	短期 リスク回避 ●	

● : 掲載事例

図 1 洪水に強いまちづくり施策体系(例)導入メニュー




I 安全で確実な避難の確保

表 掲載事例

基本施策	導入メニュー	掲載事例【】は実施主体	災害種別	ページ
I-1 ハザードマップ・避難計画の整備	① ハザードマップの作成	マイ・タイムラインの啓発と風水害ハザードマップの作成 【和歌山県海南市】	洪水氾濫	実践編 2-4
		ため池ハザードマップの作成 【福井県小浜市】	洪水氾濫	実践編 2-5
		多言語版洪水ハザードマップの作成【愛知県西尾市】	洪水氾濫	実践編 2-6
	② 避難計画等の作成	避難確保計画作成研修会の実施 【兵庫県姫路市】	洪水氾濫	実践編 2-7
I-2 安全な避難空間の確保	① 避難場所の確保・整備	災害時における避難場所相互利用に関する協定 【埼玉県越谷市・春日部市】	洪水氾濫	実践編 2-8
		浸水時における緊急時避難協力施設としての一時使用に関する協定 【滋賀県草津市】	洪水氾濫	実践編 2-9
	② 避難困難地域の解消	浸水時における広域避難に関する協定【三重県桑名市・いなべ市・木曾岬町・東員町】	洪水氾濫	実践編 2-10
		西濃地域における越境避難に関する協定【岐阜県大垣市・海津市・養老町・神戸町・輪之内町・安八町・大野町】	洪水氾濫	実践編 2-11
	③ 避難経路の確保	—	—	—
I-3 確実な避難行動の確保	① 情報収集装置の整備	—	—	—
	② 情報伝達方法の整備 (二重化・多様化)	防災伝達手段多重化推進事業 【北海道豊富町】	洪水氾濫	実践編 2-12
		防災アプリの運用 【岐阜県多治見市】	洪水氾濫	実践編 2-13
	② 災害時要支援者等の支援	避難行動要支援者制度 【三重県志摩市】	洪水氾濫	実践編 2-14
		避難行動要支援者のための防災マニュアルの作成【静岡県藤枝市】	洪水氾濫	実践編 2-15
		個別避難計画（災害時ケアプラン）の市内展開促進【静岡県モデル事業】【静岡県富士市】	洪水氾濫	実践編 2-16
実効性のある個別避難計画の作成 【愛知県犬山市】	洪水氾濫	実践編 2-17		
I-4 洪水避難対策で必要となる施設対策	① 避難誘導標識・案内等の整備	—	—	—



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		 
基本施策	I-1	ハザードマップ・避難計画の整備	
導入メニュー	I-1-①	ハザードマップの作成	

マイ・タイムラインの啓発と風水害ハザードマップの作成 実施主体：和歌山県海南市

 <p>研修会の様</p>			
 <p>水害・土砂災害ハザードマップ (地区別)【CUD 認証】</p>		<p>マイ・タイムライン (学習面)</p>	
<p>(出典：令和3年度第1回自主防災組織研修会を開催しました https://www.city.kainan.lg.jp/kakubusho/soumubu/kikikanrika/kikikanrishitsutorikumi/kunren/reiwa3/1529368496192.html (出典：海南市水害・土砂災害ハザードマップ https://www.city.kainan.lg.jp/kakubusho/soumubu/kikikanrika/kikikanrishitsutorikumi/kunren/reiwa3/1529368496192.html)</p>			
諸元		人口	48,369人
世帯数		行政区域面積	20,088世帯 101.06K㎡
都市計画		線引き都市計画区域 用途地域指定あり	
<p>※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載</p>			

取組概要

- ・和歌山県海南市では、自治会および自主防災組織の代表者や市内在住の防災士の方等を対象に年に2回、防災研修会を実施していますが、令和3年9月に開催の自主防災組織防災研修会では、風水害時のマイ・タイムラインを実際に作成しました。
- ・水害、土砂災害から迅速かつ安全に避難し、自らの身を守ることを目的に、1000年以上に1度程度の大雨によって発生する水害や土砂災害の危険地域を反映した、水害・土砂災害ハザードマップを令和4年3月に作成し、全戸に配布しました。

取組のポイント

【マイ・タイムラインの掲載】 このハザードマップでは、気象情報や水害、土砂災害についての情報を掲載するとともに、避難の方法やタイミング等を家族と考え、書き込むことができるマイ・タイムラインも掲載しています。

【多様な色覚への配慮】 多様な色覚の方に対応したカラーユニバーサルデザイン認証 (CUD 認証) を受けた水害・土砂災害ハザードマップ (地図面のみ) を掲載しています。

活用事業

—

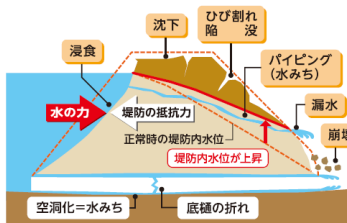
- ・海南市 HP「令和3年度第1回自主防災組織研修会を開催しました」
<https://www.city.kainan.lg.jp/kakubusho/soumubu/kikikanrika/kikikanrishitsutorikumi/kunren/reiwa3/1529368496192.html>
- ・海南市 HP「海南市水害・土砂災害ハザードマップ」
<https://www.city.kainan.lg.jp/kakubusho/soumubu/kikikanrika/saigaijoho/hazardmap/1492681620250.html>



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		
基本施策	I-1	ハザードマップ・避難計画の整備	
導入メニュー	I-1-1-①	ハザードマップの作成	

ため池ハザードマップの作成

実施主体：福井県小浜市



大雨時

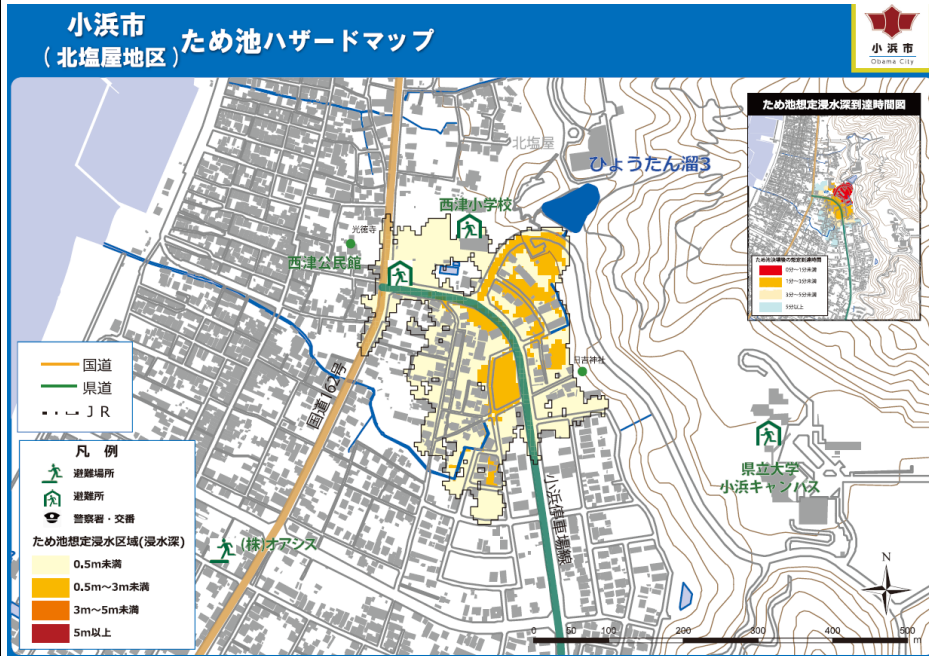
- 急激な水位上昇により、流水が堤防を越えようとする場合
- 漏水が急激に増えた場合や漏水に濁りが生じた場合
- 堤防が陥没し、漏水が生じた場合

地震時（震度4以上）

- 堤防の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水に濁りが生じた場合

諸元

人口	28,991 人
世帯数	12,082 世帯
行政区面積	233.11K m ²
都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定あり



※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

(出典：ため池ハザードマップ

https://www1.city.obama.fukui.jp/kurashi/bosai-anzen/bosaitaisaku/1963_d/fil/z370.pdf)

取組概要

- ・ 市内に存在する 24 箇所のため池の内、災害により人家等に被害が及ぶことが予想されるため池 14 箇所について、「ため池ハザードマップ」を作成し、対象地域の全戸に配布しました。

取組のポイント

【最大の被害範囲の見える化】ハザードマップは、地震や大雨によってため池が決壊した場合、最大でどの程度の被害範囲となるかを知るために最悪の状況を想定した被害予測を行い、想定される最大の浸水 範囲と深さを地図に示しています。

活用事業

—

・ 小浜市 HP「ため池ハザードマップ」https://www1.city.obama.fukui.jp/kurashi/bosai-anzen/bosaitaisaku/1963_d/fil/z370.pdf



リスク回避

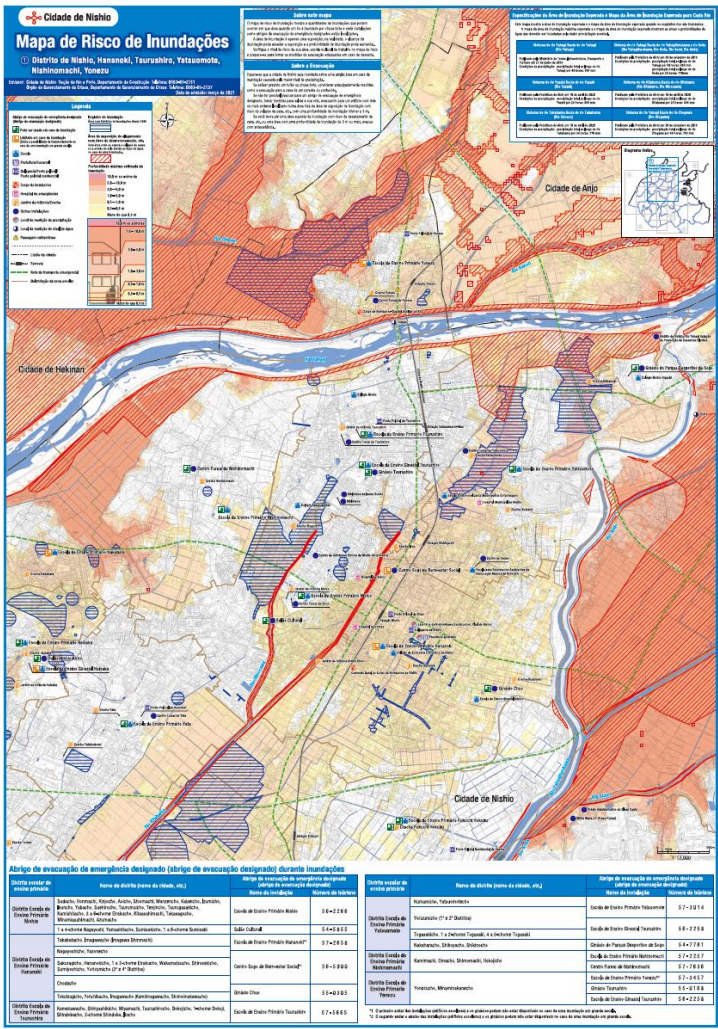
洪水氾濫

基本事項	I 安全で確実な避難の確保	
基本施策	I-1	ハザードマップ・避難計画の整備
導入メニュー	I-1-1-①	ハザードマップの作成



多言語版洪水ハザードマップの作成

実施主体：愛知県西尾市



(出典：多言語版洪水ハザードマップ（ポルトガル語）)

https://www.city.nishio.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/007/616/21.pdf

取組概要

・洪水ハザードマップを、やさしい日本語、英語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語に対応して作成しています。

取組のポイント

【地区別への対応】 マップは市内を6つの地区に区分し、各地区でそれぞれの言語に対応しています。

活用事業

—

・西尾市 HP「多言語ハザードマップ」<https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/bosai/1001370/1007616.html>

諸元

人口	169,046人
世帯数	62,024世帯
行政区面積	161.22K㎡
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり



※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載



		リスク低減	洪水氾濫								
基本事項	I 安全で確実な避難の確保										
基本施策	I-1	ハザードマップ・避難計画の整備									
導入メニュー	I-1-②	避難計画等の作成									
避難確保計画作成研修会の実施			実施主体：兵庫県姫路市								
<p>様式 2 (災害時の防災体制・解説)</p>			<p>諸元</p> <table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>530,495人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>224,106世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>534.56K㎡</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table> <p><small>※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載</small></p>	人口	530,495人	世帯数	224,106世帯	行政区面積	534.56K㎡	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
人口	530,495人										
世帯数	224,106世帯										
行政区面積	534.56K㎡										
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり										
<p>(出典：避難確保計画作成方法 https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/cmsfiles/contents/0000004/4087/Kensyu-Hyogo_pptx.pdf)</p>											
<p>取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難確保計画作成義務がある施設で計画未作成の施設を対象に、避難確保計画作成研修会を実施しています。 研修の内容は、避難確保計画の概要、避難確保計画の作成方法について行いました。 											
<p>取組のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 【新たな制度の解説】 研修会では水防法・土砂災害防止法の改正を解説しています。 【ホームページでの公開】 研修内容や資料は、ホームページに公開されており、参加できなかった施設や研修後に確認したい場合にも対応しています。 											
<p>活用事業</p> <p>—</p>											

・姫路市 HP「避難確保計画について」<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000004087.html>



		リスク回避	洪水氾濫																
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		 																
基本施策	I—2	安全な避難空間の確保																	
導入メニュー	I—2—①	避難場所の確保・整備																	
災害時における避難場所相互利用に関する協定			実施主体：埼玉県越谷市・春日部市																
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">災害時における避難場所相互利用に関する協定</p> <p>越谷市（以下「甲」という。）と春日部市（以下「乙」という。）は、災害時における甲及び乙の指定する避難場所の相互利用について次のとおり協定する。</p> <p>（趣旨） 第1条 この協定は、災害が発生し、市民が緊急に避難をする必要が生じた場合、甲及び乙の指定する避難場所の相互利用について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（連絡体制） 第2条 甲及び乙は、あらかじめ避難場所の相互利用に関する連絡担当課を別に定め、災害が発生し、市民が緊急に避難をする必要が生じた場合は、速やかに連絡するとともに必要な情報を交換するものとする。</p> <p>（相互利用する避難場所の範囲） 第3条 甲及び乙の市民は、災害時において緊急に避難をする必要が生じた場合、甲及び乙の指定するすべての避難場所を利用することができる。</p> <p>（被災者への救護等） 第4条 甲及び乙が管理する避難場所に避難している甲及び乙の市民に対して、すべて同等に救護活動等を行うものとする。</p> <p>（経費の負担） 第5条 前条の規定に基づき、甲及び乙が救護活動等を実施した場合、当該避難場所を管理する市は、当該市民が居住する市に対し、経費の負担を請求することができる。</p> <p>（情報、意見の交換） 第6条 甲及び乙は、この協定に基づく避難場所の相互利用が円滑に行われるよう必要な情報及び意見を交換するものとする。</p> <p>（協議） 第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。</p> <p>この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。</p> <p>平成18年1月27日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>甲</p> <p>越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市 市長</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>乙</p> <p>春日部市中央六丁目2番地 春日部市 市長</p> </div> </div> </div>			諸元 埼玉県越谷市 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>人口</td><td>341,621人</td></tr> <tr><td>世帯数</td><td>142,774世帯</td></tr> <tr><td>行政区面積</td><td>60.24K m²</td></tr> <tr><td>都市計画</td><td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td></tr> </table> 埼玉県春日部市 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>人口</td><td>229,792人</td></tr> <tr><td>世帯数</td><td>97,638世帯</td></tr> <tr><td>行政区面積</td><td>66.00K m²</td></tr> <tr><td>都市計画</td><td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td></tr> </table> <small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	人口	341,621人	世帯数	142,774世帯	行政区面積	60.24K m ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり	人口	229,792人	世帯数	97,638世帯	行政区面積	66.00K m ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
人口	341,621人																		
世帯数	142,774世帯																		
行政区面積	60.24K m ²																		
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり																		
人口	229,792人																		
世帯数	97,638世帯																		
行政区面積	66.00K m ²																		
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり																		
取組概要 ・越谷市と隣接する春日部市は、災害時に両市が指定する避難場所について、両市の市民が相互に利用することができるよう協定を定めています。																			
取組のポイント 【最も近い場所への避難】 最も近い避難場所に避難することができ、安全性が向上しました。																			
活用事業 —																			

・越谷市 HP「越谷市地域防災計画」
https://www.city.koshigaya.saitama.jp/zen_anshin/bosai/manual/tiikibosaiplan/koshigayasitiikibousaieikaku.html



		リスク回避	洪水氾濫								
基本事項	I 安全で確実な避難の確保										
基本施策	I-2	安全な避難空間の確保									
導入メニュー	I-2-①	避難場所の確保・整備									
浸水時における緊急時避難協力施設としての一時使用に関する協定			実施主体： 滋賀県草津市								
<p>浸水時一時避難場所位置図 西方寺</p> <p>浸水時一時避難場所位置図 西方寺</p> <p>（出典：草津市ホームページ https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/kotsudorokasen/dorokasen/kasen/kasen20141031.files/saihoujisashin.pdf https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/kotsudorokasen/dorokasen/kasen/kasen20141031.files/saihouji.pdf</p>			諸 元 <table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>143,913 人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>66,944 世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>67.82K m²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table> <p>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</p>	人口	143,913 人	世帯数	66,944 世帯	行政区面積	67.82K m ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
人口	143,913 人										
世帯数	66,944 世帯										
行政区面積	67.82K m ²										
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり										
取組概要 <ul style="list-style-type: none"> 洪水の発生時に周辺住民の方や通行者の方々が逃げ遅れた場合に命を守るために一時的に退避できる避難所を確保するといった、浸水に特化した目的の協定を施設所有者と地元まちづくり協議会と草津市の三者で締結しています。 											
取組のポイント <ul style="list-style-type: none"> 【民間施設との連携】「浸水時における緊急時避難協力施設としての一時使用に関する協定」を18の民間事業者、まちづくり協議会、市との間で締結し、浸水被害のおそれなくなるまでの間、避難者を受け入れます。 【写真、位置図、避難経路の公表】市ホームページに緊急時避難協力施設のリスト、位置図、写真を掲載し、避難経路も把握できるようにして、市民に公表しています。 											
活用事業 <p>—</p>											

・草津市ホームページ
<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/kotsudorokasen/dorokasen/kasen/kasen20141031.html>



		リスク回避	洪水氾濫	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		 	
基本施策	I—2	安全な避難空間の確保		
導入メニュー	I—2—②	避難困難地域の解消		
浸水時における広域避難に関する協定			実施主体：三重県桑名市・いなべ市・木曾岬町・東員町	
 <p style="text-align: center;">協定締結式</p> <p>(出典：桑名地域2市2町による「浸水時における広域避難に関する協定」締結 https://www.pref.mie.lg.jp/WCHI1KI/HP/000189302.htm)</p> <p style="text-align: center;">桑名市長・いなべ市長・桑名郡木曾岬町長・員弁郡東員町長</p>			諸元	
			三重県桑名市	
			人口	138,613人
			世帯数	56,362世帯
			行政区面積	136.68K㎡
			都市計画	—
			三重県いなべ市	
			人口	44,973人
			世帯数	18,075世帯
			行政区面積	219.83K㎡
			都市計画	—
			三重県木曾岬町	
			人口	6,023人
			世帯数	2,208世帯
行政区面積	15.74K㎡			
都市計画	—			
三重県東員町				
人口	25,784人			
世帯数	9,539世帯			
行政区面積	22.68K㎡			
都市計画	—			
			<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> 桑名市、いなべ市、桑名郡木曾岬町及び員弁郡東員町の桑名地域2市2町が、桑名市及び桑名郡木曾岬町の海拔ゼロメートル地帯で高潮・洪水等により浸水が発生した場合等に、市町域を越えて住民がいなべ市及び員弁郡東員町に避難できるよう広域避難協定を締結しました。 				
取組のポイント				
【広域的な避難等の協力体制の構築】 広域避難を実施することが可能となり、安全な避難空間の確保が図られました。避難市町が広域避難を実施する場合に使用する避難施設の運営は、避難市町が行うものとしていますが、避難初動期において避難市町の体制が整わない場合は、受入市町はその要請に応ずるものとしています。				
活用事業				
—				

・三重県 HP「桑名地域2市2町による「浸水時における広域避難に関する協定」締結」
<http://www.pref.mie.lg.jp/WCHI1KI/HP/000189302.htm>



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		
基本施策	I-2	安全な避難空間の確保	
導入メニュー	I-2-②	避難困難地域の解消	
西濃地域における越境避難に関する協定			実施主体：岐阜県大垣市・海津市・養老町・神戸町・輪之内町・安八町・大野町
			諸元
協定締結式 (出典：大垣市 HP https://www.city.ogaki.lg.jp/0000025344.html)			岐阜県大垣市
			人口 158,286 人 世帯数 62,277 世帯 行政区面積 206.57K m ² 都市計画 —
			岐阜県海津市
			人口 32,735 人 世帯数 11,600 世帯 行政区面積 112.03K m ² 都市計画 —
			岐阜県養老町
			人口 26,882 人 世帯数 9,405 世帯 行政区面積 72.29K m ² 都市計画 —
取組概要			岐阜県神戸町
・大垣市を含む近接市町 2 市 5 町は、西濃地域で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、当該市町内の避難場所に避難するより、隣接市町村に避難するほうが安全であると認められる地域（越境避難地域）の住民の一時避難について、関係市町と協定を締結しました。			人口 18,585 人 世帯数 6,810 世帯 行政区面積 18.78K m ² 都市計画 —
取組のポイント			岐阜県輪之内町
【広域的な支援体制の構築】 大規模災害発生時に、市町に架かる橋が通行不能になった場合など、当該市町内の指定避難所等への避難が危険又は困難な場合に、隣接市町が協力して越境避難地域住民の受入や物資の補給等を行うこととしています。			人口 9,654 人 世帯数 3,439 世帯 行政区面積 22.33K m ² 都市計画 —
【避難先の地域住民等の理解と協力】 避難先となる小学校周辺の地域において説明会を開催し、越境避難へのご理解をいただいています。また避難先の小学校へもご説明し、避難者受入へのご協力をいただいています。			岐阜県安八町
			人口 14,355 人 世帯数 5,013 世帯 行政区面積 18.16K m ² 都市計画 —
活用事業			岐阜県大野町
—			人口 22,041 人 世帯数 7,547 世帯 行政区面積 34.20K m ² 都市計画 —
・大垣市 HP「西濃地域における越境避難に関する協定を締結しました」 https://www.city.ogaki.lg.jp/0000025344.html ・大垣市 HP「西濃地域における越境避難に関する協定書」 https://www.city.ogaki.lg.jp/cmsfiles/contents/0000025/25344/kyoteisyo.pdf			※人口・世帯数、行政区面積は令和 2 年国勢調査データを記載



		リスク低減	洪水氾濫								
基本事項	I 安全で確実な避難の確保										
基本施策	I-3	確実な避難行動の確保									
導入メニュー	I-3-②	情報伝達方法の整備（二重化・多様化）									
防災伝達手段多重化推進事業			実施主体：北海道豊富町								
●防災行政無線 <ul style="list-style-type: none"> 災害時に必要な情報を伝え、素早く適切な行動をとることができるよう、町内9か所に屋外拡声子局を、1か所に再送信子局を設置 防災行政無線では、緊急情報（地震や津波、土砂災害警戒情報、国民保護情報等）等を放送 普段は午前7時、正午、午後5時にチャイム放送 			諸元 <table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>3,974人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>1,951世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>520.69K m²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>都市計画区域外 用途地域指定なし</td> </tr> </table>	人口	3,974人	世帯数	1,951世帯	行政区面積	520.69K m ²	都市計画	都市計画区域外 用途地域指定なし
人口	3,974人										
世帯数	1,951世帯										
行政区面積	520.69K m ²										
都市計画	都市計画区域外 用途地域指定なし										
●戸別受信機 <ul style="list-style-type: none"> 住戸内に設置する防災行政無線戸別受信機は、台風や暴風雪など屋外スピーカーからの放送が聞きづらい状況において確実に情報を伝達するための有効手段であることから、令和2年度より計画的に設置 独居高齢者、災害発生時に高齢者等支援の中心となる方（町内会長、民生委員、社会福祉協議会など）並びに公共施設等を優先し、令和4年度までに約400台の設置を計画 			<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>								
●登録制メール <ul style="list-style-type: none"> 気象警報や非常時の避難情報など、防災に関する情報をより多くの方に発信するため、令和2年度より登録制メール「豊富町防災メール」を運用 主な配信内容は以下の通りです。 <ol style="list-style-type: none"> 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、避難所情報など） 気象関連情報（重大な気象情報、土砂災害警戒情報など） 地震関連情報（震度3以上の地震情報、津波情報など） その他（国民保護に関する情報、鳥獣出没情報など） 											
取組概要 <ul style="list-style-type: none"> 防災情報の確実な伝達手段確保のための取り組みとして、防災行政無線のほか、戸別受信機の配備、登録制メールの運用など、防災伝達手段の多重化を取り進めています。 											
取組のポイント <p>【きめ細かな対応】 独居高齢者、災害発生時に高齢者等支援の中心となる方を中心にきめ細かな対応を行っています。</p>											
活用事業 <p>—</p>											

・豊富町 HP「防災伝達手段多重化推進事業について」
<https://www.town.toyotomi.hokkaido.jp/section/soumuka/ufvuj50000004nd5.html>



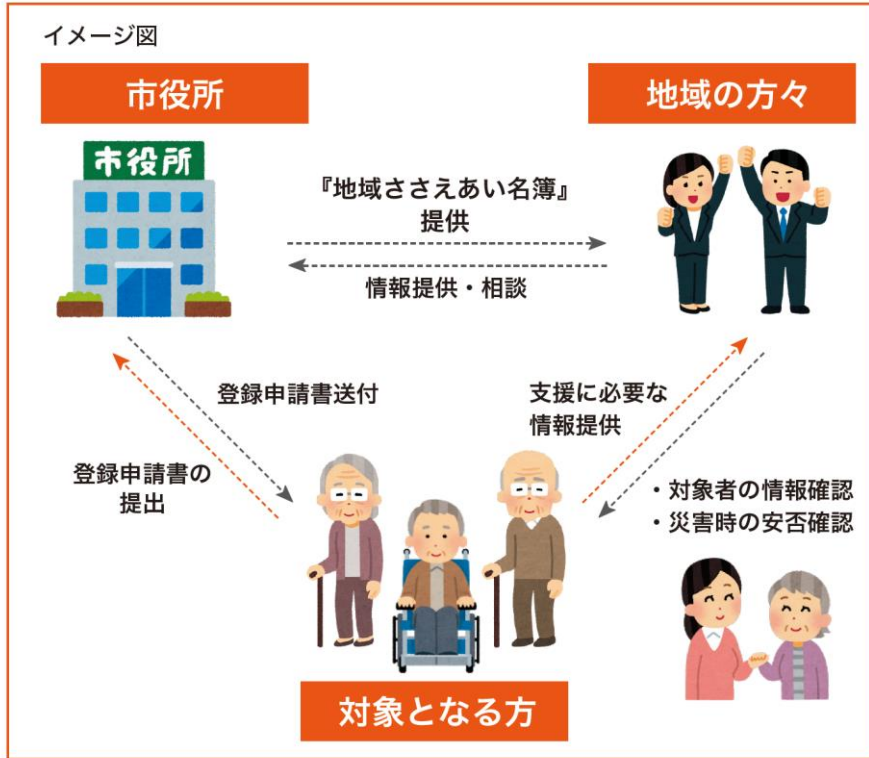
		リスク低減	洪水氾濫	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保			
基本施策	I-3	確実な避難行動の確保		
導入メニュー	I-3-2	情報伝達方法の整備（二重化・多様化）		
防災アプリの運用			実施主体：岐阜県多治見市	
<p>スマートフォンのスクリーンショット</p> <p>(出典：多治見市防災情報 https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.bousaiinfo.gifu.tajimi)</p>			諸元	
			人口	106,732人
			世帯数	42,656世帯
			行政区面積	91.25K m ²
			都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
			<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線の難聴対策及び災害情報伝達の多様化・多重化に資するため、スマートフォン向けの「防災アプリ」の正式運用を開始しました。防災行政無線で放送された内容が、スマートフォンでも再生できます。 				
取組のポイント				
【多言語への対応】 このアプリは、英語、中国語等の全10言語に対応しています。				
活用事業				
—				

・多治見市 HP「防災アプリ」https://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/bosai/bosai/bosai_application.html



		リスク低減	洪水氾濫
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		
基本施策	I-3	確実な避難行動の確保	
導入メニュー	I-3-③	災害時要支援者等の支援	

避難行動要支援者制度 実施主体：三重県志摩市



諸元	
人口	46,057 人
世帯数	19,558 世帯
行政区面積	178.95K m ²
都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定なし

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

(出典：避難行動要支援者制度のご案内
<https://www.city.shima.mie.jp/material/files/group/35/73440499.pdf>)

取組概要

- ・災害時の避難に支援が必要と思われる方が、日頃から地域支援活動をされている方々に情報を提供することで、安否確認などの避難支援に役立てる制度です。
- ・対象は、要介護3以上の認定を受けている方、身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方、療育手帳（程度区分A1又はA2）の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている方です。

取組のポイント

【『地域ささえあい名簿』の作成と共有】 対象者の申請をもとに『地域ささえあい名簿』を作成し、自治会、民生委員・児童委員、消防関係、社会福祉協議会等（避難支援関係者）で共有し、災害時の安否確認などの避難支援やそのために必要な平時の情報確認などに活用しています。

活用事業

・志摩市 HP「避難行動要支援者制度について」
<https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/kenkofukushibu/chikiifukushika/news/1631249561290.html>



		リスク低減	洪水氾濫	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保			
基本施策	I-3	確実な避難行動の確保		
導入メニュー	I-3-③	災害時要支援者等の支援		
避難行動要支援者のための防災マニュアルの作成			実施主体：静岡県藤枝市	
			諸元	
			人口	141,342 人
			世帯数	53,974 世帯
			行政区面積	194.06K m ²
			都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
			※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
<p>出典：地域の力で地域を守ろう！災害に強いまちをつくろう（支援者用）（抜粋） https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/material/files/group/108/siennsy.pdf</p>				
<p>取組概要</p> <p>・支援が必要な人自らが災害時における被害を軽減できるよう、可能な限り自力で安全確保に努めるための「避難行動要支援者本人用マニュアル」と、要支援者を地域の人たちが積極的に支援できるように「支援者用マニュアル」を作成しています。</p>				
<p>取組のポイント</p> <p>【要配慮者・避難行動要支援者に対応した配慮事項等の整理】支援者用のマニュアルには、要配慮者・避難行動要支援者について、それぞれの特徴、情報伝達の配慮事項、避難所での留意点が整理されています。</p>				
<p>活用事業</p> <p>—</p>				

・藤枝市 HP「避難行動要支援者のための防災マニュアル」

<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/soshiki/kenkofukushi/fukushiseisaku/gyomu/4/yoshiennsha/1445919249038.html>



		リスク低減	洪水氾濫	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保			
基本施策	I-3	確実な避難行動の確保		
導入メニュー	I-3-③	災害時要支援者等の支援		
個別避難計画（災害時ケアプラン）の市内展開促進【静岡県モデル事業】			実施主体：静岡県富士市	
<p>① 計画作成対象者・対象地区の選定 ② 対象者・地区・福祉専門職への説明・依頼 ③ 計画作成に向けた調整会議等の実施 ④ 個別避難計画の作成 ⑤ 作成した計画に基づく避難訓練の実施</p> <p>自主防災活動熱心な地区は協力が得られやすい！ 関係者の理解を得るための大事なステップ！ 当事者と支援者の顔合わせの場を作るのが重要！</p>			諸元	
			人口	245,392人
			世帯数	97,333世帯
			行政区面積	244.95K m ²
			都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
出典：内閣府ホームページ「令和3年度個別避難計画作成モデル事業 成果発表会 資料9-5」 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/r3modelseika_9-5.pdf			<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
<p>（出典：モデル地区（森島区）実践事例（静岡県社会福祉協議会のYouTubeチャンネル） https://www.youtube.com/watch?v=1vkvcaVDpbQ）</p>				
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別避難計画（災害時ケアプラン）の作成促進に関する講演会等及び個別避難計画を作成する者の優先度等についての検討会議を開催すること等を通じ、個別避難計画の作成を市内全域に展開しています。 ・ 令和3年度の個別避難計画作成モデル事例として、富士南地区の森島区において個別避難計画の作成に取組み、その時の様子をまとめた実践事例「映像」が、静岡県社会福祉協議会のYouTubeチャンネルで公開されています 				
取組のポイント				
<p>【令和3年度個別避難計画作成モデル事業】 令和3年度に内閣府が実施した個別避難計画作成モデル事業に、富士市の「【静岡県モデル事業】個別避難計画（災害時ケアプラン）の市内展開促進事業」が採択され、取組を実施しました。</p> <p>【順次、市内全域において展開】 令和3年度は1町内会で実施（2人の個別避難計画作成）したのを皮切りに、令和4年度は1地区（11町内）で実施を予定（10人程度の個別避難計画作成）し、令和5年度以降、全26地区への展開を目指しています。</p>				
活用事業				
—				

・富士市 HP「個別避難計画」
<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/kenkou/c0306/rn2o1a000003ww3s.html>



		リスク低減	洪水氾濫
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		
基本施策	I-3	確実な避難行動の確保	
導入メニュー	I-3-③	災害時要支援者等の支援	

実効性のある個別避難計画の作成 実施主体：愛知県犬山市

諸元	
人口	73,090 人
世帯数	29,453 世帯
行政区面積	74.90K m ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

(出典：避難行動要支援者支援制度（個別避難計画）記入例【身体】

https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.city.inuyama.aichi.jp%2F_res%2Fprojects%2Fdefault_project%2F_page_%2F001%2F005%2F154%2Fkeikaku2.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK

取組概要
・福祉専門職や民生委員児童委員等と連携し、災害時の役割分担や支援のタイミングを明確にした、より実効性のある個別避難計画を作成しました。
取組のポイント
【福祉専門職の参画】 障害者自立支援協議会にて様式の見直しについて協議し、福祉専門職の参画の必要性を共有しました。福祉専門職で構成したワーキングチームを発足し、様々な意見を反映した『マイ・タイムライン』を加える個別避難計画に見直しを図りました。
活用事業
—

- ・内閣府 HP「個別避難計画作成モデル事業実施団体（モデル団体）一覧」
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/pdf/modeldantai1.pdf>
- ・内閣府 HP「令和3年度個別避難計画作成モデル事業 成果発表会 資料9-3」
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/pdf/r3modelseika_9-3.pdf
- ・犬山市 HP「避難行動要支援者支援制度」
<https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/kaigo/1005154.html>



Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築

令和4年度作成

表 掲載事例

基本施策	導入メニュー	掲載事例【】は実施主体	災害種別	ページ
Ⅱ-1 洪水対策を必要とする施設対策	① 建物の耐水化の推進	浸水対応型拠点建築物等の普及【東京都葛飾区】	洪水氾濫	実践編 2-19
	② ライフラインの耐水化の推進	公共下水道耐水化計画の策定【愛知県春日井市】	洪水氾濫	実践編 2-20
	③ 地域防災拠点等の整備	地域防災拠点となる公園の高台整備【東京都葛飾区】	洪水氾濫	実践編 2-21
	④ 重要公共施設の再配置	—	—	—
	⑤ 災害弱者施設（保育園、高齢者施設等）の再配置	—	—	—
	⑥ 宅地地盤の嵩上げ	宅地地盤嵩上げ助成【京都府舞鶴市】	洪水氾濫	実践編 2-22
	⑦ 洪水浸水対策	田んぼダム利活用促進事業【新潟県新潟市】	洪水氾濫	実践編 2-23
		流域内のクリーク（農業用水路）の活用【佐賀県】	—	—
		ため池による治水プロジェクトの推進【兵庫県】	洪水氾濫	実践編 2-24
		防災調整池等の設置【奈良県】	洪水氾濫	実践編 2-25
⑧ 堤防等の補強・機能強化	浸水被害軽減地区の指定【岐阜県輪之内町】	洪水氾濫	実践編 2-27	
Ⅱ-2 災害リスクに対応した土地利用計画	① 地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	都市計画マスタープランへの水害対策の位置づけ【愛知県愛西市】	洪水氾濫	実践編 2-28
	② 災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	災害危険区域（河川の出水）内における建築の規制【宮崎県宮崎市】	洪水氾濫	実践編 2-29
		浸水警戒区域における建築の規制【滋賀県】	洪水氾濫	実践編 2-30
Ⅱ-3 地域の孤立対策	① ヘリポートの整備	—	—	—
	② 食料、生活必須物資の備蓄（防災倉庫）	—	—	—
	③ 確実な情報収集・提供手段の整備	—	—	—
	④ 緊急輸送道路の確保	香川県道路啓開計画【香川県】	洪水氾濫	実践編 2-31
		大規模災害時における救援ルートの確保（道路啓開）【岐阜県】	洪水氾濫	実践編 2-32
	伊勢市と佐川急便株式会社 中京支店との災害協定【三重県伊勢市、佐川急便（株）中京支店】	洪水氾濫	実践編 2-33	



		リスク回避	洪水氾濫								
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築										
基本施策	Ⅱ—1	洪水対策を必要とする施設対策									
導入メニュー	Ⅱ—1—①	建築物の耐水化の推進									
浸水対応型拠点建築物等の普及			実施主体：東京都葛飾区								
<p>○本補助による大規模水害の備えのイメージ</p> <p>対象規模：集合住宅 15戸以上、かつ3階以上（葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例第2条第2項第1号の規定に基づくもの）</p> <p>水害への備えの整備イメージ図</p> <p>（出典：葛飾区「葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金のご案内」 https://www.city.katsushika.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/029/109/pamphlet.pdf）</p>			<p>諸元</p> <table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>453,093人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>215,948世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>34.80K m²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table> <p><small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small></p>	人口	453,093人	世帯数	215,948世帯	行政区面積	34.80K m ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
人口	453,093人										
世帯数	215,948世帯										
行政区面積	34.80K m ²										
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり										
取組概要											
<ul style="list-style-type: none"> 河川破堤を想定した洪水時には、ほぼ全域が浸水すると想定されている葛飾区では、令和元年6月に広域避難と垂直避難を組み合わせる避難できる環境が整い、水が引くまでの間、許容できる生活レベルが担保される市街地を目指す「浸水対応型市街地構想」を策定しました。 区では令和5年1月から、この構想に基づき、集合住宅及び大規模小売店舗を対象に、大規模水害時の停電対策や、居住者または避難者用の避難施設の整備等に要する費用の補助を行い、建築物の耐水化を促進しています（葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金）。 											
取組のポイント											
<p>【防災訓練の実施等ソフト対策も補助要件として設定】 自立型事業は、集合住宅の新築・改修時に、浸水深以上の階への居住者用の防災備蓄倉庫、退避空間の設置、エレベーターの設置、水害を想定した防災訓練（年1回）の実施と区への報告を要件として、整備費の一部の補助を行うものです。誘導型事業は、集合住宅または大規模小売店舗の新設・改修時に、自立型事業の要件とともに、避難者の受入れの協定を葛飾区と締結することが要件となっています。避難者の受入人数が100人以上（既存建築物の場合20人以上）の場合は、国の補助と区の単独補助が協調して行われます。</p>											
活用事業											
<ul style="list-style-type: none"> 自立型事業、誘導型事業：葛飾区単独 誘導型事業：国土交通省住宅局「一時避難場所整備緊急促進事業」と葛飾区の協調補助 <p>・葛飾区 HP 「葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金のご案内」 https://www.city.katsushika.lg.jp/business/1000069/1005250/1029109.html</p> <p>・葛飾区 HP 「葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金のご案内」 https://www.city.katsushika.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/029/109/pamphlet.pdf</p>											



		リスク回避	洪水氾濫				
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		 				
基本施策	Ⅱ—1	洪水対策を必要とする施設対策					
導入メニュー	Ⅱ—1—②	ライフラインの耐水化の推進					
公共下水道耐水化計画の策定			実施主体：愛知県春日井市				
対象施設及び対策浸水深			諸元				
施設名称	施設能力（現有）	影響人口	対象外力	対象確率	対策浸水深	人口	308,681人
勝西浄化センター	49,550m ³ /日	約10万人	八田川	30年確率	GL+1.22m	世帯数	131,000世帯
南部浄化センター	28,700m ³ /日	約10万人	庄内川	200年確率	GL+1.76m	行政区面積	92.78K m ²
南部ポンプ場	29.0m ³ /秒	約0.8万人	庄内川	200年確率	GL+1.76m	都市計画 線引き都市計画区域 用途地域指定あり	
第3汚水中継ポンプ場	0.0324m ³ /秒	約0.1万人	内水	既往最大	GL+1.22m		
（出典：春日井市公共下水道耐水化計画 https://www.city.kasugai.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/028/290/taisuikeikaku.pdf						※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要							
・春日井市では、外水氾濫や内水氾濫の発生時においても下水道施設の処理機能を維持するため、水害による施設の対策浸水深を設定し、短期および中期対策計画を策定しました。							
取組のポイント							
【施設ごとの対象外力の設定】 対象施設の位置により、想定浸水深が異なるため、対象施設の重要度や被災時の社会的影響や将来の更新等も考慮し、施設ごとに対象外力を設定しています。 【短期・中期の方針の設定】 短期を5年間程度、中期を5～10年程度とし、それぞれについて施設ごとに確保すべき機能と実施計画を掲載しています。							
活用事業							
社会資本総合整備計画 防災・安全交付金							
・春日井市 HP「春日井市公共下水道耐水化計画」 https://www.city.kasugai.lg.jp/shimin/kurashi/1020797/1020873/1020943/1020947/1028290.html ・春日井市 HP「社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金 公共下水道の防災・安全対策の推進（防災・安全）（重点計画）」令和3年1月20日 https://www.city.kasugai.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/991/20221110gesui4.pdf							



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ-1	洪水対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ-1-③	地域防災拠点等の整備	

地域防災拠点となる公園の高台整備 実施主体：東京都葛飾区

新小岩公園の基本機能と整備方針
 (出典：新小岩公園再整備基本計画
https://www.city.katsushika.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/026/724/08.04-3.pdf)

諸元	
人口	453,093人
世帯数	215,948世帯
行政区面積	34.80K m ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

・葛飾区では、昭和60年3月に開園した新小岩公園（面積約4.75ha）の再整備に向けて、令和3年7月に「新小岩公園再整備基本計画」を作成しました。
 ・首都圏直下型地震の切迫性や気候変動による大規模水害への備えとして、新小岩公園は都市計画マスタープランにおいて「高台化による避難場所」と位置づけられており、また西側の中川左岸展望では東京都による緩傾斜型堤防整備事業が予定されていることから、東京都の事業との調整を図りながら、令和3年7月に「基本計画」を策定し、実現を目指しています。

取組のポイント

【多機能防災拠点（水害時等）】 都道と一体的な高台を整備し、水害時等は対岸ネットワークや高速道路を利用した多機能防災拠点を整備する計画です。水害時にも高台からアクセス可能な位防災機能を備えます。

活用事業

—

・葛飾区 HP「新小岩公園再整備基本計画作成のお知らせ」
<https://www.city.katsushika.lg.jp/planning/1003408/1031105/1026724.html>



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ—1	洪水対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ—1—⑥	宅地地盤の嵩上げ	
宅地地盤嵩上げ助成			実施主体： 京都府舞鶴市
<h2 style="text-align: center;">宅地の嵩上げを助成します！</h2> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">東西市街地（別紙対象エリア内）において、浸水被害を軽減することを目的に、住宅等の地盤の嵩上げを行う方に対して、その費用の一部を助成します。</p> <p><内 容></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【助成対象者】 対象エリア内に住宅や店舗を所有又は借用し、建物等の新築や改築等に合わせ嵩上げ工事を実施される方 ※ただし、以下の場合は対象外となります。 ・倉庫や駐車場のみの嵩上げ工事を行う方 ・販売を目的に開発や造成を行う方 ・市税を滞納している方</p> <p>【対象工事】 最寄の道路から宅地の地盤の高さが50cm以上となる嵩上げ工事で、工事の実施により浸水被害の軽減が確実に見込まれるもの。</p> <p>【対象経費】 ① 実際に嵩上げ工事に要した費用 ② 1mあたり、10cmの嵩上げにつき1,800円を掛けた額 ※対象経費の上限は300万円とします。</p> <p>【助成額】 対象経費に1/3を掛けた額 ただし、市外の業者に施工を依頼した場合は1/4を掛けた額 （助成額の上限は1/3助成で100万円、1/4助成で75万円となります。）</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の契約書及び見積書の写し、着工前の現況写真 ・ 建築確認申請に添付する配置図、平面図及び断面図の写し ・ 土地または建物の登記事項証明書（借地または借家の場合は、所有者の承諾書） ・ 住民票または法人登記事項証明書 ・ 市税の納税証明書 </div> <p>（出典：助成パンフレット（抜粋） https://www.city.maizuru.kyoto.jp/cmsfiles/contents/0000008/8238/pumf_2022051010385309.pdf）</p>			諸 元
			人口
世帯数	35,188 世帯		
行政区面積	342.13K m ²		
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり		
			※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載
取組概要			
<p>・ 過去に浸水被害のあった市街地、また浸水被害を受けやすい東西市街地のうち河川河口や沿岸部に隣接する地域において、被害を軽減することを目的に住宅等の地盤の嵩上げを行う方に対して、その費用の一部を助成しています。</p>			
取組のポイント			
<p>【対象地域の拡大】 西市街地において行われていた助成制度を市議会の提言を受けて東市街地にも拡大されました。</p>			
活用事業			
—			

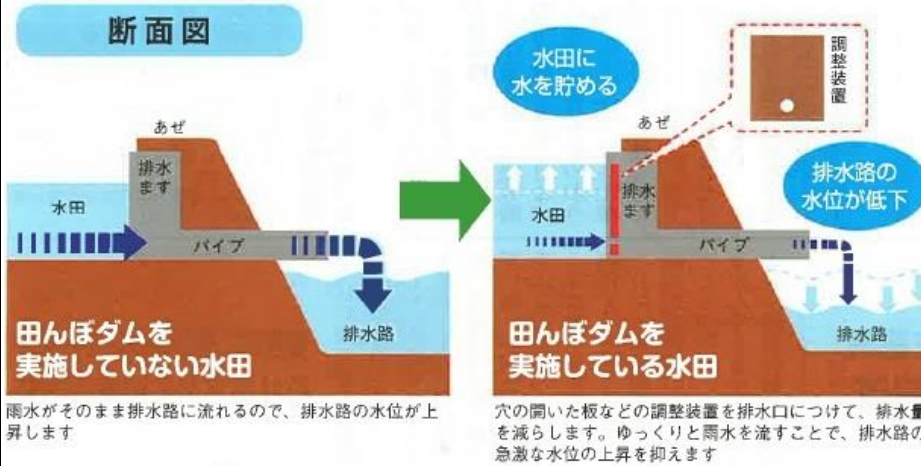
・ 舞鶴市 HP「宅地かさ上げ助成に関するお知らせ」<https://www.city.maizuru.kyoto.jp/0000008238.html>



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ—1	洪水対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ—1—⑦	洪水浸水対策	

田んぼダム利活用促進事業

実施主体：新潟県新潟市



分離型田んぼダムます 片浮かせ型田んぼダム フリードレタイプ

(出典：田んぼダム利活用促進事業

<https://www.city.niigata.lg.jp/business/norinsuisan/noson/nogyonoson/tanbodam.html>)

諸元

人口	789,275人
世帯数	331,272世帯
行政区面積	726.27K m ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

- ・新潟市では、田んぼに降った雨水をゆっくり流すことで、排水路の急激な水位上昇を防ぎ周辺の農作物や農地、下流の市街地の浸水被害を軽減する田んぼダムの取り組みを進めています。
- ・田んぼダムは、田んぼの排水口に小さな穴をあけた板などの調整装置を設置することで効果を発揮します。

取組のポイント

【モデル地区の選定】 水田全域で田んぼダムに取り組み、その効果を検証・周知することでさらなる普及・推進を目指し、近年の集中豪雨による農作物の被害や、排水路下流の住宅地の浸水被害が起きている江南区天野の水田をモデル地区に設定しました。

【大学との連携】 モデル地区では、新潟大学と連携しながら、詳細な軽減効果を検証するほか、農家の負担軽減などを考慮したより効果的な方法を検討し、平成26年度から整備を行い、平成27年度に整備が完了しました。

活用事業

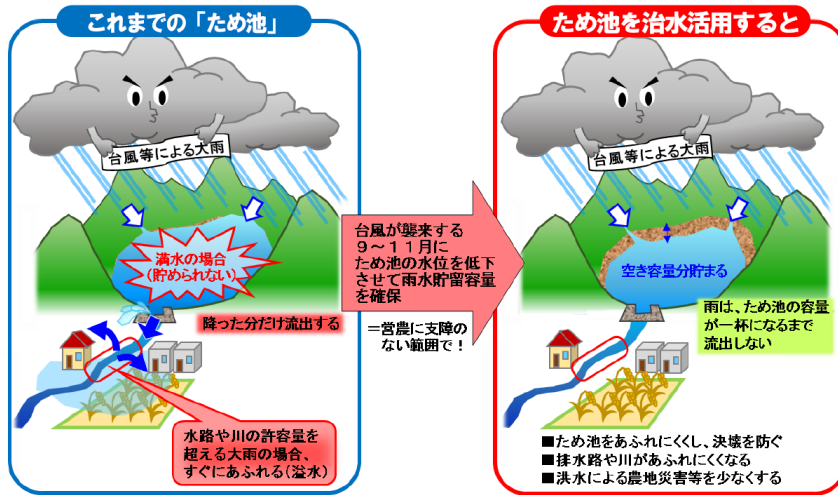
(新潟市単独事業)

・新潟市 HP「田んぼダム利活用促進事業」 <https://www.city.niigata.lg.jp/business/norinsuisan/noson/nogyonoson/tanbodam.html>

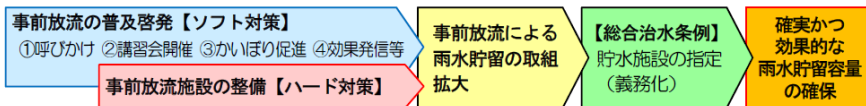


		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ—1	洪水対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ—1—⑦	洪水浸水対策	

ため池による治水プロジェクトの推進 実施主体：兵庫県



ソフトとハードを一体的に推進し、大雨時の効果を発信するなど島内の取組を拡大



(出典：淡路島の水瓶「ため池」治水プロジェクト)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/awk10/documents/chisuiproject.pdf>

諸元	
人口	5,465,002人
世帯数	2,402,484世帯
行政区面積	8401.02K㎡
都市計画	—
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	

取組概要

- ・兵庫県淡路県民局では、ため池の有する多面的機能な働きの中でも、「雨水の一時貯留機能（洪水調整機能）」を最大限発揮させ、洪水被害を軽減する取組を平成27年度から本格的に展開しています。
- ・台風前にため池の水位を事前に下げ、上流からの雨水を貯留できる容量を増やすために、淡路ため池管理者防災ネットによる落水依頼等のメール送信、講習会開催などのソフト対策（普及啓発）、ため池に事前放流施設を設置するハード対策（施設整備）、流域単位でのモデル地区設定、の取り組みを行っています。

取組のポイント

【「淡路ため池管理者防災ネット」によるメール配信（ソフト対策）】登録した管理者の携帯へ、台風前の事前放流依頼、通過後の施設点検、その他管理情報等をメールで配信しています。

【事前放流施設の整備（ハード対策）】管理者が取り組みやすい構造（一度、開けるだけで操作不要）とするため、ため池改修事業と併せた整備、治水効果の高いため池での単独整備、災害復旧と併せた整備を推進します。

活用事業

—

・兵庫県 HP「淡路島の水瓶「ため池」治水プロジェクト」<https://web.pref.hyogo.lg.jp/awk10/documents/chisuiproject.pdf>



		リスク回避	洪水氾濫																																
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築																																		
基本施策	Ⅱ—1	洪水対策を必要とする施設対策																																	
導入メニュー	Ⅱ—1—⑦	洪水浸水対策																																	
防災調整池等の設置			実施主体：奈良県																																
<h3>防災調整池等の設置が必要な特定開発行為</h3> <p>大和川流域において、次のいずれかに該当する行為をする場合には、知事が定める基準に基づき、防災調整池その他知事が必要と認める施設（防災調整池等）を設置しなければなりません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">特定開発行為</th> <th>現状</th> <th>平成 30 年 10 月 1 日～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開発</td> <td>都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同法第四条第十二項に規定する開発行為（奈良市域を除く）</td> <td>0.3 ha以上</td> <td>0.1 ha以上</td> </tr> <tr> <td>宅地造成</td> <td>宅地造成等規制法第八条第一項本文又は第十二条第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同法第二条第二号に規定する宅地造成に関する工事（奈良市域を除く）</td> <td>0.3 ha以上</td> <td>0.1 ha以上</td> </tr> <tr> <td>採石</td> <td>採石法第三十三条又は第三十三条の五第一項の規定により知事の認可を受けなければならない岩石の採取</td> <td>0.3 ha以上</td> <td>0.1 ha以上</td> </tr> <tr> <td>砂利採取</td> <td>砂利採取法第十六条又は第二十条第一項の規定により知事の認可を受けなければならない砂利の採取</td> <td>0.3 ha以上</td> <td>0.1 ha以上</td> </tr> <tr> <td>林地開発</td> <td>森林法第十条の二第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同項に規定する開発行為</td> <td>1 ha超</td> <td>1 ha超</td> </tr> </tbody> </table> <p>説明チラシ （出典：防災調整池等の設置対象面積の引き下げについて https://www.pref.nara.jp/secure/187197/tirasi.pdf）</p>			特定開発行為		現状	平成 30 年 10 月 1 日～	開発	都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同法第四条第十二項に規定する開発行為（奈良市域を除く）	0.3 ha以上	0.1 ha以上	宅地造成	宅地造成等規制法第八条第一項本文又は第十二条第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同法第二条第二号に規定する宅地造成に関する工事（奈良市域を除く）	0.3 ha以上	0.1 ha以上	採石	採石法第三十三条又は第三十三条の五第一項の規定により知事の認可を受けなければならない岩石の採取	0.3 ha以上	0.1 ha以上	砂利採取	砂利採取法第十六条又は第二十条第一項の規定により知事の認可を受けなければならない砂利の採取	0.3 ha以上	0.1 ha以上	林地開発	森林法第十条の二第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同項に規定する開発行為	1 ha超	1 ha超	<p>諸元</p> <table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>1,324,473 人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>544,981 世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>3,690.94K m²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>—</td> </tr> </table> <p><small>※人口・世帯数、行政区面積は令和 2 年国勢調査データを記載</small></p>	人口	1,324,473 人	世帯数	544,981 世帯	行政区面積	3,690.94K m ²	都市計画	—
特定開発行為		現状	平成 30 年 10 月 1 日～																																
開発	都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同法第四条第十二項に規定する開発行為（奈良市域を除く）	0.3 ha以上	0.1 ha以上																																
宅地造成	宅地造成等規制法第八条第一項本文又は第十二条第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同法第二条第二号に規定する宅地造成に関する工事（奈良市域を除く）	0.3 ha以上	0.1 ha以上																																
採石	採石法第三十三条又は第三十三条の五第一項の規定により知事の認可を受けなければならない岩石の採取	0.3 ha以上	0.1 ha以上																																
砂利採取	砂利採取法第十六条又は第二十条第一項の規定により知事の認可を受けなければならない砂利の採取	0.3 ha以上	0.1 ha以上																																
林地開発	森林法第十条の二第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同項に規定する開発行為	1 ha超	1 ha超																																
人口	1,324,473 人																																		
世帯数	544,981 世帯																																		
行政区面積	3,690.94K m ²																																		
都市計画	—																																		
取組概要																																			
・宅地開発等にともない生じる雨水の河川への流出増を抑制し、下流河川に対する洪水負担を軽減することを目的に、大和川流域では、「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」の施行に伴い、一定規模の開発等に対して防災調整池等の設置を義務付けています。																																			
取組のポイント																																			
【条例の強化】 防災調整池等が設置されていない小規模な開発が増加したことを受け、平成 30 年に対象面積を引き下げました。																																			
活用事業																																			
—																																			

- ・奈良県 HP 「防災調整池の設置について」 <https://www.pref.nara.jp/30524.htm>
- ・奈良県 HP 「防災調整池等の設置対象面積の引き下げについて」 <https://www.pref.nara.jp/secure/187197/tirasi.pdf>
- ・奈良県 HP 「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」 <https://www.pref.nara.jp/48304.htm>



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ—1	洪水対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ—1—⑦	洪水浸水対策	

レインガーデンの整備

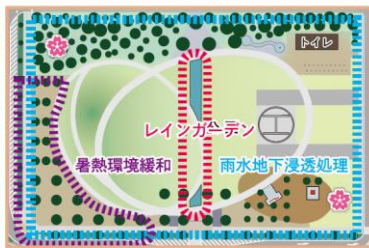
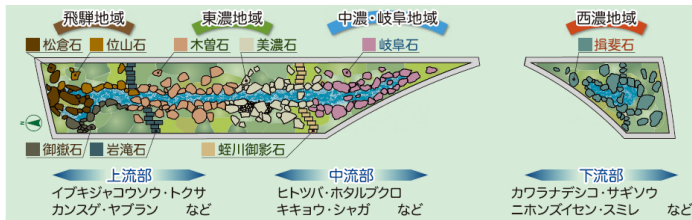
実施主体：岐阜県



レインガーデン
 雨が降った際、雨水を一時的に貯め、ゆっくりと地中へ浸透させることができる植栽帯です。雨水の流出抑制や地下浸透などの機能により、自然の水循環を促し、公園を支えるとともに、四季折々の公園の景色を美しく彩ります。
 植栽帯には、水の流れの部分を県内の清流に見立て、各地域特産の石と、各地域（上・中・下流部）に定着している樹種を配置し、岐阜県の特徴ある風景を表現しています。

諸元	
人口	1,978,742人
世帯数	780,730世帯
行政区面積	10,621.29K m ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載



（出典：ぎふ結（ゆい）のもりパンフレット
<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/319595.pdf>）

取組概要

・岐阜県庁建替えに伴って整備された公園「ぎふ結のもり」では、雨水浸透・貯留機能を備えた「レインガーデン」を整備し、自然本来の水循環を促進、都市型水害の抑制を図っています。



取組のポイント

【グリーンインフラの導入】レインガーデンのほか、公園全体に雨水地下浸透処理が施されており、また公園内の舗装構造は保水機能を備え、浸透した水分のにじみ出し効果により、周囲の温度を下げることに貢献しています。

活用事業

・岐阜県 HP「岐阜県庁舎再整備事業に係る取り組み等について」<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/18410.html>



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		 
基本施策	Ⅱ—1	洪水対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ—1—⑧	堤防等の補強・機能強化	

浸水被害軽減地区の指定 実施主体：岐阜県輪之内町



輪之内町浸水被害軽減地区 看板設置箇所図

(出典：国土交通省中部地方整備局木曾川上流河事務所「全国初！！浸水被害軽減地区の指定～輪之内町「福束輪中堤」に案内看板を設置～」
https://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/cms/press/pdf/kisya12_300625.pdf

諸元	
人口	9,654人
世帯数	3,439世帯
行政区面積	22.33K m ²
都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域なし

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

・岐阜県安八郡輪之内町は、昭和51年9月の台風17号による長良川決壊の際に、浸水の拡大を軽減した福束輪中堤を、平成30年3月30日に水防法に基づく「浸水被害軽減地区」に指定しました。

取組のポイント



【新たな制度に基づく全国初の指定】平成29年6月の水防法改正により、洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効果があると認められる輪中堤等の盛土構造物、自然堤防等を水防管理者が指定し保全を図るものであり、輪之内町の福束輪中堤が全国初の指定事例となります。
【案内看板の設置】出水期・台風期を迎えるにあたり、「浸水被害軽減地区」である福束輪中堤について広く認識いただき、水防災意識社会を再構築するため、現地に案内看板を設置しました。

活用事業

—

・国土交通省中部地方整備局木曾川上流河事務所「全国初！！浸水被害軽減地区の指定～輪之内町「福束輪中堤」に案内看板を設置～」
https://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/cms/press/pdf/kisya12_300625.pdf
 ・輪之内町ホームページ「浸水被害軽減地区の指定について」
<https://town.wanouchi.gifu.jp/portal/town/measure/post0025491/>



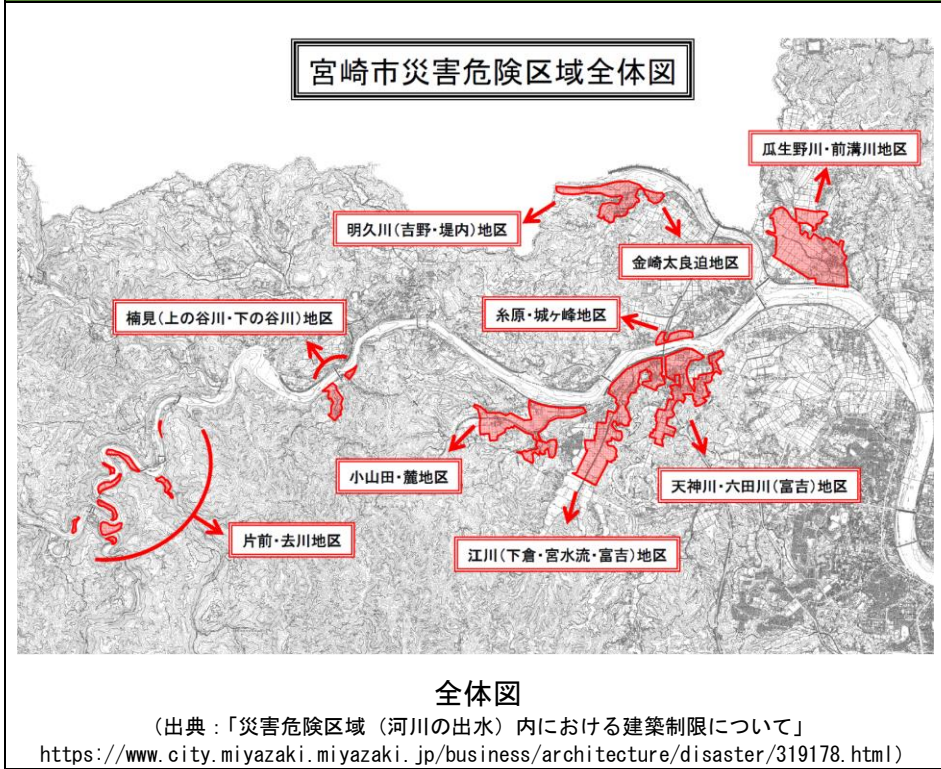
		リスク回避・リスク低減	洪水氾濫								
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		 								
基本施策	Ⅱ—2	災害リスクに対応した土地利用計画									
導入メニュー	Ⅱ—2—①	地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携									
都市計画マスタープランへの水害対策の位置づけ			実施主体：愛知県愛西市								
<p>● 建築物の耐震改修・水害対策の促進</p> <p>「愛西市耐震改修促進計画」に基づき、災害時の拠点、避難施設となる公共施設や多くの者が利用する特定建築物の耐震化は達成され、今後はその老朽化に対応した維持管理を図ります。また、地震発生時における木造住宅などの倒壊を防止するため、建物及びブロック塀などの除却工事に要する費用の一部について補助制度を活用し被害の軽減に努めます。耐震化の促進に向けては、市民に耐震診断や耐震改修の必要性を周知・啓発します。また、建物の建て替えの際には盛土による敷地の嵩上げや高床式とするといった浸水対策に関する情報の周知・啓発を積極的に図ります。</p> <p>● 水害の防止</p> <p>本市はほぼ全域が海拔ゼロメートル地帯であり、治水・水害対策が非常に重要です。日光川及び領内川などの日光川水系の河川については、「二級河川日光川水系 河川整備計画」に基づいて、堤防の耐震化・液状化対策が進められています。洪水の発生防止や被害の軽減に向け、未改修河川の早期整備及び排水施設の整備を促進するとともに、災害時における水防活動を支援するなど、総合的な治水・災害対策を推進します。</p> <p>(出典：愛西市都市計画マスタープラン https://www.city.aisai.lg.jp/cmsfiles/contents/0000013/13321/3.pdf)</p>			<p>諸元</p> <table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>60,829人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>21,718世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>66.68K m²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table> <p><small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small></p>	人口	60,829人	世帯数	21,718世帯	行政区面積	66.68K m ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
人口	60,829人										
世帯数	21,718世帯										
行政区面積	66.68K m ²										
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり										
取組概要											
<ul style="list-style-type: none"> ・愛西市は市のほぼ全域が海拔0m地帯にあり、木曾川、日光川等の洪水により、市内の広い範囲で浸水するおそれがあるほか、大規模地震発生時には津波浸水による被害も危惧されています。 ・このことを踏まえ、愛西市都市計画マスタープランでは、都市防災の方針の中に震災対策とともに「水害対策」を位置づけ、建物の建て替え時の盛土による敷地の嵩上げや高床式とする等の浸水対策に関する情報の周知・啓発、総合的な治水・災害対策の推進を図ることとしています。 											
取組のポイント											
<p>【災害時の救助活動の拠点となる施設整備も位置づけ】愛知県が進めている、災害時に浸水した地域に取り残された人々を速やかに救助するための拠点となる「広域防災拠点」整備も位置づけ、地域住民に親しまれる平常時の活用方法について検討していくこととしています。県と市が連携して広範囲に浸水することが想定されている地域での防災性向上を図ります。</p>											
活用事業											
—											

・愛西市 HP「都市計画マスタープラン」https://www.city.aisai.lg.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=13321&frmCd=4-9-1-1-0



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ—2	災害リスクに対応した土地利用計画	
導入メニュー	Ⅱ—2—②	災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	

災害危険区域（河川の出水）内における建築の規制 実施主体：宮崎県宮崎市



諸元	
人口	401,339人
世帯数	184,237世帯
行政区面積	643.67K m ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	

取組概要

- ・宮崎市は、建築基準法第39条の規定に基づき、河川の出水による災害危険区域を指定し、災害危険区域内における建築物の建築を制限しています。
- ・指定された災害危険区域内において、住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿その他の居住室を有する建築物、病院（病室を有する診療所を含む。）、児童福祉施設等に該当する場合は、あらかじめ市長の認定を受けたものでなければ建築できないこととしています。

取組のポイント

【補助事業とのセットによる移転促進】出水による災害危険区域内からの移転のための補助は「がけ地近接等危険住宅移転事業」の対象として運用されています。

活用事業

住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）

・宮崎市 HP 「災害危険区域（河川の出水）内における建築制限について」
<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/architecture/disaster/319178.html>



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ—2	災害リスクに対応した土地利用計画	
導入メニュー	Ⅱ—2—②	災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	

浸水警戒区域における建築の規制 実施主体：滋賀県

説明資料

とどめる対策（住み続けるための対策）

基本 宅地嵩上げ浸水対策促進事業

補助対象
「浸水警戒区域」(災害危険区域)内の既存住宅が、想定浸水位以下にのみ居室を有する既存不適格住宅等が新築・増改築等する場合を対象とする。

補助対象時期
既存住宅の新築（建て替え）および増改築時等

補助要件
想定浸水位以上に居室の床面を確保した構造。または、避難空間を確保すること。

補助対象工事等
①地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事やRC、ピロティ等工事、避難空間(バルコニーなど)の整備および関連する地盤改良工事、測量調査等
②改築を伴わず、浸水を回避する目的の嵩上げを実施する場合は、変築工事を含む

費用助額
額1/2

★市町は事業主体を想定
※事業主体は、補助に該当する申請手続きを行う補助金は、市町を経由して実施主体へ

イメージ

水害に強い安全安心なまちづくり推進事業（案）

2

地先の安全度マップ

浸水警戒区域の設定イメージ

建築制限の対象
A. 住宅の新築、改築(建替え)、増築
B. 社会福祉施設等の新築、改築、増築

建築許可の基準
(1)想定浸水位以上に避難空間(二階以上に居住空間や屋上等)があること
(2)住宅の近くに安全な避難場所があること(社会福祉施設等は除く)

基上げ

浸水警戒区域
避難場所

※浸水については、建築規制を適用し既存不適格住宅の安全な住まい方（確保）への誘導を基本とする。

そなえる対策（安全に避難するための対策）

避難場所整備事業

補助対象
「浸水警戒区域」に対して有効な避難場所等の新設(改築含む)

補助対象時期
指定緊急避難場所(一時避難場所)の整備を実施される時

事業実施要件
①避難場所が市町の地域防災計画等に位置づけ
②避難施設設置基準(県定)の要件を満足
③自主防災組織があり、避難管成体制が確立
④国庫費で実施の場合は、国庫補助要件を満足

備置内容
広域的な避難場所(水害に対する指定緊急避難場所(一時避難場所)機能部分に限る)の整備のための調査・設計・契約および工事にかかる経費に対して補助
(工事例)盛土公園工事、盛土法面の護岸工、階段工、フェンス工、既存施設(避難所)への機能の付加工事、備蓄倉庫、誘導看板等

費用助額 (県単独事業の場合) 額1/2 (国庫費の場合) 額1/2

★市町は事業主体を想定

イメージ

(出典：水害に強い安全安心なまちづくり推進事業 説明資料
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/1020723.pdf>)

諸元

人口	1,413,610人
世帯数	571,374世帯
行政区面積	4,017.38K m ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

- 『滋賀県流域治水の推進に関する条例』に基づき、200年に1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれが認められる土地の区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水警戒区域として知事が指定します。
- 流域治水条例における「浸水警戒区域」は、建築基準法に基づく「災害危険区域」と位置づけ、建築規制を適用し、安全な住まい方へ誘導するものです。
- 浸水警戒区域内では、住居の用に供する建築物または高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校もしくは医療施設の用途に供する建築物の建築（移転を除く）をしようとする建築主は、あらかじめ、知事の許可を受ける必要があります。

取組のポイント

【補助事業による支援】 浸水警戒区域内では、事業主が行う宅地嵩上げ浸水対策促進事業もしくは市町村長等が行う避難場所整備事業に対し、県の「水害に強い安全安心なまちづくり推進事業費補助金」による支援があります。

活用事業

- 宅地嵩上げ浸水対策促進事業：県単独
- 避難場所整備事業：県単独、県単独+都市防災総合推進事業（事業主体が国の採択を受け 避難所および避難場所の整備等を行う場合）

・滋賀県 HP「滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく浸水警戒区域の指定について」
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/kasenkoan/19549.html>
 ・滋賀県 HP「流域治水に係る支援概要」
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/1020723.pdf>



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ—3	地域の孤立対策	
導入メニュー	Ⅱ—3—④	緊急輸送道路の確保	

香川県道路啓開計画 実施主体：香川県

2. 事前の備え

- 拠点の設定
「内閣府の具体計画」、「四国広域道路啓開計画」、「香川県地域防災計画」等で定められた拠点を基に、災害対応を行うため早期にアクセスすべき拠点を検討した結果、155 の施設を選定し、救命活動や広域輸送活動の視点などから第1次と第2次拠点として設定。
- 啓開ルートの設定
拠点を結ぶ路線を啓開ルートとし、連絡する拠点の重要度等に応じて緊急輸送道路を中心に、第1次及び第2次啓開ルートを設定。



図 香川県道路啓開計画 啓開ルート

3. 発災後の対応

- 道路啓開の実施方法
 - 被災状況の収集・共有
 - 道路管理者及び道路啓開実施者は、職員等の安否確認後、直ちに初動体制を立ち上げ、速やかに被災状況を把握。
 - 被災状況を各災害対策本部に情報集約。
 - 優先啓開ルートの決定
 - 被災状況により啓開に時間を要する箇所がある場合など、必要に応じ迂回ルートを適切に設定。
 - 啓開の実施
 - 各道路管理者は、ルートの優先度に応じて啓開を実施。
 - 各道路管理者は、災害対策法第76条の6の規定に基づく区間を指定。なお必要に応じて警察による交通規制を実施。
 - 当面、緊急車両の通行に必要な最低限の幅員(W=5.5m)を確保。困難な場合は、1車線に加え待避所を設けることで対応。
- 関係機関と連携
 - 迅速な道路啓開に当たり、道路管理者が適切な役割分担のもと、関係機関と情報共有。

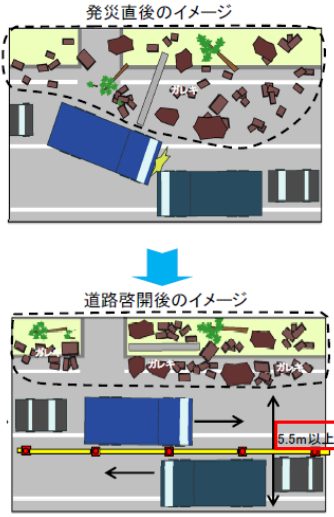


図 道路啓開イメージ

(出典：香川県道路啓開計画の概要道路啓開の概要

https://www.skr.mlit.go.jp/kagawa/road/keikai/170323_gaiyou.pdf)

諸元

人口	950,244人
世帯数	406,985世帯
行政区面積	1,876.78K m ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

・大規模災害時に、救命・応急活動を災害発生直後から迅速かつ効率的に行うためには、道路上の瓦礫処理等を行い、緊急通行車両等の通行を確保する「道路啓開」の速やかな実施が重要となることから、災害時の緊急輸送路等の道路啓開の具体的な実施方法等を定めるため、「香川県道路啓開計画」を策定しました。

取組のポイント

【国、県、高速道路会社等の道路管理者の連携】 国、県、高速道路会社等の道路管理者らが行う災害時の緊急輸送路等の道路啓開の具体的な実施方法等を定めるため、香川県道路啓開計画策定協議会を設立し、検討しました。

活用事業

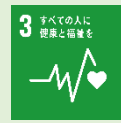
—

・香川河川国道事務所 HP「香川県道路啓開計画」<https://www.skr.mlit.go.jp/kagawa/road/keikai/index.html>



リスク回避 **洪水氾濫**

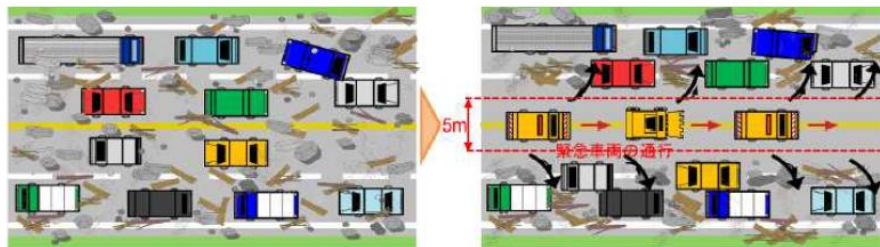
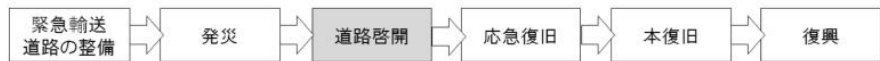
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築	
基本施策	Ⅱ—3	地域の孤立対策
導入メニュー	Ⅱ—3—④	緊急輸送道路の確保



大規模災害時における救援ルートの確保 (道路啓開)

実施主体：岐阜県

【道路啓開のイメージ】



① 県内の道路啓開に対するオペレーション計画
 > 対象: 直轄国道、緊急輸送道路(一次・二次)
 > 方針
 ・道路閉塞箇所に対する迂回路によるルート確保
 ・迂回路が無い箇所に対する道路啓開作業
 ・さらに、災害拠点病院等の重要施設へのアクセスルート確保

② 孤立集落に対するオペレーション計画
 > 対象: 道路閉塞による孤立集落
 > 方針
 ・空路(ヘリポート)による人命救助
 ・道路閉塞箇所に対する迂回路によるルート確保
 ・迂回路が無い箇所に対する道路啓開作業、緊急輸送道路(一次・二次)からのアクセス



③ 沿岸部への広域支援部隊の具体計画
 > 方針
 2段階での広域支援部隊の具体化
 1) 発災後の先発派遣部隊
 2) 県内の道路啓開完了後の後発派遣部隊

(出典：道路啓開の概要 <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/82037.pdf>)

諸 元

人口	1,978,742 人
世帯数	780,730 世帯
行政区面積	10,621.29K m ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

- ・岐阜県は、救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員及び物資の輸送を円滑かつ確実に実施するための緊急輸送道路を位置づけています。
- ・道路啓開とは、緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫や放置車両等の処理を行うとともに、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることをいいます。

取組のポイント

【作業マニュアルの策定】 大規模災害時は、緊急輸送道路を対象に、救援・救護を行う緊急車両等が通行するための道路啓開を実施することとし、道路啓開作業マニュアル(案)を定めています。

活用事業

—

- ・岐阜県 HP「大規模災害時における救援ルートの確保について(道路啓開)」<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/11630.html>
- ・岐阜県 HP「道路啓開作業マニュアル(案)」<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/82038.pdf>



		リスク回避	洪水氾濫	
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 3 <small>すべての人に 健康と福祉を</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 11 <small>住み続けられる まちづくりを</small> </div> </div>	
基本施策	Ⅱ—3	地域の孤立対策		
導入メニュー	Ⅱ—3—④	緊急輸送道路の確保		
伊勢市と佐川急便株式会社 中京支店との災害協定			実施主体：三重県伊勢市、佐川急便（株）中京支店	
 <p style="font-size: small;">（出典：伊勢市と佐川急便株式会社 中京支店との災害協定 https://www.city.ise.mie.jp/bousai_kyukyu/bousai/torikumi/kyotei/1014753.html）</p>			諸 元	
			人口	122,765 人
			世帯数	51,580 世帯
			行政区面積	208.35K m ²
			都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
			※諸元は伊勢市のデータを記載 ※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市と佐川急便株式会社は、令和4年10月17日に「災害時等における物資輸送及び輸送拠点の運営等に関する協定」を締結しました。 ・大規模な地震、風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、物資輸送及び輸送拠点の運営等の支援協力の要請をすることに関して必要な事項を定めています。 				
取組のポイント				
<p>【協力の内容】 協力の具体的な内容は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 伊勢市が管理する物資等の避難所等への輸送 (2) 伊勢市の設置する輸送拠点の運営管理（物資の受入、保管、在庫管理、コールセンター等） (3) 佐川急便又は佐川急便の関係団体が管理する施設の輸送拠点としての提供 (4) その他必要な事項 				
活用事業				
—				

・伊勢市 HP「伊勢市と佐川急便株式会社 中京支店との災害協定」
https://www.city.ise.mie.jp/bousai_kyukyu/bousai/torikumi/kyotei/1014753.html



Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる

令和4年度作成

表 掲載事例

基本施策	導入メニュー	掲載事例【】は実施主体	災害種別	ページ
8Ⅲ-1 人材等の育成	① 自主防災組織の結成と活動の充実	—	—	—
	② 水防団の充実・強化	水防センターの整備 【静岡県吉田町】	洪水氾濫	実践編 2-35
	③ 自分の判断で避難できる防災教育の推進	防災副読本の作成【岐阜県】	洪水氾濫	実践編 2-36
		大学と連携した防災教育の推進 【愛知県】	洪水氾濫	実践編 2-37
	④ 防災教育の推進（住民・子供たちの意識づくり）	武豊町防災ボランティアの会 【愛知県武豊町】	洪水氾濫	実践編 2-38
狩野川資料館の整備と防災・河川環境教育の推進【国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所】		洪水氾濫	実践編 2-39	
Ⅲ-2 自治体・企業等の連携	① 国・県・自衛隊・消防・警察・NEXCOとの連携強化	災害時の河川堤防等の復旧のための高速道路区域の一時利用に関する協定【国土交通省中部地方整備局木曾川河川事務所・中日本高速道路(株)】	洪水氾濫	実践編 2-40
	② 他の地方公共団体との連携強化（防災協定・日常の地域間交流等）	—	—	—
	③ 企業との連携強化（防災協定）	名古屋市 みなとアクルス（スマートタウン）【みなとアクルスまちづくり推進協議会】	洪水氾濫	実践編 2-41
		災害時における要支援者への宿泊施設の提供に関する協定【三重県伊勢市・(株)グリーンズ】	洪水氾濫	実践編 2-42
④ NPOとの連携	災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定【埼玉県越谷市・医療法人秀峰会】	洪水氾濫	実践編 2-43	
Ⅲ-3 自治体・企業等の連携	① 貴重なデータの保護	—	—	—
	② 事業継続計画（BCP）の策定促進	—	—	—
	③ 職員の意識づくり	—	—	—
Ⅲ-4 有事を見据えた体制づくり	① 自主防災組織による避難防災訓練の実施	—	—	—
	② 広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくり	応急仮設住宅建設マニュアル【広島県】	洪水氾濫	実践編 2-44
	③ 支援物資等の受け入れ体制の検討	—	—	—
	④ 災害廃棄物処理体制の検討	大島町災害廃棄物処理計画【東京都大島町】	洪水氾濫	実践編 2-45



		リスク低減	洪水氾濫
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		
基本施策	Ⅲ— 1	人材等の育成	
導入メニュー	Ⅲ— 1—②	水防団の充実・強化	

水防センターの整備		実施主体： 静岡県吉田町	
<p>外観（南西より）</p>		<p>諸 元</p>	
		人口	28,919 人
<p>水防倉庫（独立電源）</p>		世帯数	11,265 世帯
		行政区面積	20.73K m ²
<p>水防団待機所</p>		都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定あり
		<small>※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
<p>作業ヤード（デッキテラス）</p>			
<small>（出典：吉田町水防センター資料 https://www.town.yoshida.shizuoka.jp/secure/9572/%E6%B0%B4%E9%98%B2%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%E8%B3%87%E6%96%99.pdf </small>			

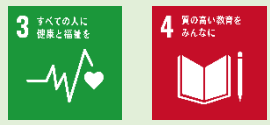
取組概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ この施設は、国土交通省が洪水時の緊急対応を迅速に行うために整備した「大井川川尻地区河川防災ステーション」の中にあるコンテナ型の施設です。 ・ 平時は住民憩いの場としての活用を促すが、有事には災害時の堤防補強など「水防活動」を行う際に必要となる土砂などの緊急用資材を備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業スペースを確保するもので、災害時、当該箇所は水防活動の拠点となることが想定されています。 ・ 電力は太陽光と風力による独立電源を採用しています。 ・ 地元の消防団員は多機能性を兼ね備えた施設の資機材を活用しながら、水防活動に従事することができます。
取組のポイント
<p>【災害時の電力供給】一部のコンテナは取り外しが可能で、避難所などへ移して避難者への電力供給源として活用することも可能です。</p>
活用事業
—

・ 吉田町 HP「水防センター資料」
<https://www.town.yoshida.shizuoka.jp/secure/9572/%E6%B0%B4%E9%98%B2%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%E8%B3%87%E6%96%99.pdf>



リスク低減 **洪水氾濫**

基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）	
基本施策	Ⅲ— 1	人材等の育成
導入メニュー	Ⅲ— 1—③	自分の判断で避難できる防災教育の推進



防災副読本の作成

実施主体： 岐阜県

大雨が降ると、どこが危ないの？

- **低い土地**
水は、高いところから低いところに流れます。川よりも低いところにいると、とても危ないです。
- **川の近く**
川の水があふれたときに、水が流れてきます。大雨のときは遠くに離れて、近づかないようにしましょう。
- **山の近く**
土砂災害が起こったときに、崩れ落ちてくる土砂に飲み込まれてしまいます。家の中においても危ないので、山から遠くに逃げましょう。

みんなで学ぶ 防災・減災 ～清流の国ぎふ 防災ノート～

2. 自分で考え、行動しよう

「自助・共助・公助」という言葉を聞いたことはありますか？
自分を自分で守ることを「自助」、まわりの人々と助け合うことを「共助」、消防や警察の人などが助けてくれる仕組みを「公助」といいます。
ここでは、災害のときの自分の守り方や助け合いについて勉強しましょう。

諸 元

人口	1,978,742 人
世帯数	780,730 世帯
行政区面積	10,621.29K m ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

防災副読本（抜粋）

（出典：みんなで学ぶ防災・減災 ～清流の国ぎふ 防災ノート～（小学校1・2・3年生用（抜粋）<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/293271.pdf>）

取組概要

- ・ 令和2年度から5年間を計画期間とする第2期岐阜県強靱化計画において防災教育を重点施策に位置づけ、県民総ぐるみで自助、共助の底上げを図る「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開しています。
- ・ この一環で、自らの命は自らが守るという自助の意識を醸成するため、小中学校などにおいて、地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動を学ぶことができる防災学習副読本『みんなで学ぶ防災・減災～ 清流の国ぎふ 防災ノート～』を作成しました。

取組のポイント

- 【各年齢層に応じた内容】 小学校1・2・3年生用、小学校4・5・6年生用、中学生用を作成しています。
- 【大人も利用できる】 小中学生以外も活用することができる内容となっています。

活用事業

—

・ 岐阜県 HP「防災学習副読本」<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/214579.html>



		リスク低減	洪水氾濫	
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		 	
基本施策	Ⅲ— 1	人材等の育成		
導入メニュー	Ⅲ— 1—③	自分の判断で避難できる防災教育の推進		
大学と連携した防災教育の推進			実施主体： 愛知県	
			諸 元	
			人口	7,542,415 人
			世帯数	3,238,301 世帯
			行政区面積	5,173.07K m ²
			都市計画	—
			<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
<p style="text-align: center;">セミナーの様子</p> <p>(出典：高大連携高校生防災教育推進事業（高校生防災セミナー）について https://www.pref.aichi.jp/soshiki/hoken-taiiku/0000077738.html)</p>				
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県に甚大な被害が予測される南海トラフ巨大地震や各地で発生している豪雨、台風、土砂災害等の大規模災害に対して減災を行うためには、人材育成により防災力を高めることが必要であることから、愛知県教育委員会では、名古屋大学及び愛知県防災安全局と連携して、高校生を対象に、自然災害に対する知識や技術の習得などによる防災対応能力の向上とともに、災害時には積極的にボランティア活動へ参加しようとする心を育て、学校や地域の防災力向上に貢献できる防災リーダーの育成を図ることを目的として、高大連携高校生防災教育推進事業「高校生防災セミナー」を開催しました。 ・県内の高等学校 15 校（名古屋市立、私立、県立）から各校生徒 4 名・教員 1 名、計 75 名が参加しました。 				
取組のポイント				
<p>【連続したプログラム】 日本文化と災害、水害を知る（内水氾濫、外水氾濫、集中豪雨等）、災害時の避難行動、避難所運営ゲーム、災害とボランティアなど、連続した講座を学びます。</p> <p>【2年にわたるプログラム】 セミナー参加校は2年連続で、原則として1年目に参加した生徒が参加するものとされており、防災について深く学ぶことができます。</p>				
活用事業				
<p>—</p>				

・愛知県 HP「高大連携高校生防災教育推進事業（高校生防災セミナー）について」<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/hoken-taiiku/0000077738.html>



		リスク低減	洪水氾濫	
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		 	
基本施策	Ⅲ— 1	人材等の育成		
導入メニュー	Ⅲ— 1—④	防災教育の推進（住民・子供たちの意識づくり）		
武豊町防災ボランティアの会			実施主体： 愛知県武豊町	
    <p>（出典：第23回防災まちづくり大賞 受賞事例集 https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei23th.pdf）</p>			諸元	
			人口	43,535人
			世帯数	18,122世帯
			行政区面積	26.38K㎡
			都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
			※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町防災ガイドブック作成のためプロジェクトチームにて検討した際、命を守る「防災教育」に、地域の中で思いやりを持って一緒に支え合い、生活をしていく視点「福祉教育」を融合した「防災福祉教育」の大切さに気づき、当会では、町内全ての公立保育園から高校まで継続して行う「パッケージ化した防災学習」をいち早く計画し、実行しています。 ・ 保育園では、紙芝居や防災マン体操などイメージしやすい取組みを、小学校では地震のメカニズム等をパネルや実験を通して説明することや起震車体験を通じた学びと気づきを大切にしている。中学校では、自分の命をどう守るのか、周りの人を助けるために何ができるのかを考えてもらえるよう実践的訓練を中心に、高校では共助の醸成として止血手当などの「周りの人を助ける」知識が身に付くよう指導しています。 				
取組のポイント				
<p>【地域への広がり】 子ども達は、学校で学んだことを家庭や地域に持ち帰り、親や地域の人といった自分の身近な大人たちへ、防災と福祉の輪を広げていってくれる存在になりつつあります。</p> <p>【防災まちづくり大賞受賞】 第23回防災まちづくり大賞（日本防火・防災協会長）を受賞しました。</p>				
活用事業				
—				

・総務省消防庁 HP 「第23回防災まちづくり大賞 受賞事例集」
https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei23th.pdf



		リスク低減	洪水氾濫										
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		 										
基本施策	Ⅲ— 1	人材等の育成											
導入メニュー	Ⅲ— 1—④	防災教育の推進（住民・子供たちの意識づくり）											
狩野川資料館の整備と防災・河川環境教育の推進			実施主体：国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 授業の様子 </div> <p>児童は「狩野川の自然環境や過去の災害」、「狩野川で実施されている防災対策」、「避難情報」等を学習しました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>教員が水害による被害を説明 (沼津市立第三小4年3クラス87人)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>自分の家の浸水深を体で確認 (伊豆の国市立長岡南小4年4クラス109人)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>「水の循環」の図の板書を 児童とともに作る (三島市立長伏小4年2クラス58人)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>授業で使用した教材</p> </div> </div> <p>(出典：取組概要 https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/river/pdf/torikumi.pdf)</p>			<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">諸 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	諸 元		人口	—	世帯数	—	行政区面積	—	都市計画	—
諸 元													
人口	—												
世帯数	—												
行政区面積	—												
都市計画	—												
取組概要 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 33 年 9 月 26 日に未曾有の被害をもたらした狩野川台風による歴史的な災害を後世へ正確に伝えとともに、狩野川水系で実施している河川・砂防事業の重要性を多くの方に知ってもらうために、狩野川資料館が設置されています。 ・『狩野川台風の記憶をつなぐ会』も同様に、狩野川台風による歴史的な災害を後世へ伝えるために設立され、狩野川流域の小学校・教育委員会と行政関係者から構成される「狩野川流域防災・河川環境教育検討会」を立ち上げ、「狩野川に学ぶー防災・河川環境教育実践ガイド」を制作し、狩野川流域における「防災・河川環境教育」を支援しています。 													
取組のポイント <p>【防災・河川環境教育の取組】防災教育実践校を選定し教材等を提供して防災学習を支援しています。制作した実践ガイドは、平成 29 年度より狩野川の沿川市町の小学校に展開しています。</p>													
活用事業 <p>—</p>													
<ul style="list-style-type: none"> ・沼津河川国道事務所 HP「狩野川資料館」https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/river/shiryoukan/ ・沼津河川国道事務所 HP「狩野川台風の記憶をつなぐ会」https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/river/tsunagu/ 													



		リスク低減	洪水氾濫	
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>3 すべての人に 健康と福祉を</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> </div> </div>	
基本施策	Ⅲ—2	自治体・企業等の連携		
導入メニュー	Ⅲ—2—①	国・県・自衛隊・消防・警察・NEXCO との連携強化		
災害時の河川堤防等の復旧のための高速道路区域の一時利用に関する協定			実施主体：国土交通省中部地方整備局木曾川河川事務所・中日本高速道路(株)	
<p style="text-align: center;">高速道路より堤防への資機材搬入イメージ</p>			諸 元	
			人口	—
			世帯数	—
			行政区面積	—
			都市計画	—
<p style="text-align: center;">高速道路と堤防天端道路の立体交差部 (揖斐川左岸-0.2k付近)</p>				
<small>(出典：国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 HP https://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/bousai/pdf/saigaiji_kyoutei.pdf)</small>				
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所と NEXCO 中日本（中日本高速道路株式会社）名古屋支社桑名保全・サービスセンターは、木曾三川下流部の堤防等が被災し大規模な浸水被害が発生した際に、高速道路（東名阪自動車道及び伊勢湾岸自動車道）の一部を車線規制し、復旧に必要な資機材を堤防へ搬入することで、河川堤防等を迅速に復旧するための協定を締結しています。 				
取組のポイント				
【迅速な復旧】 中部で初めての試みとなる災害協定であり、河川堤防等を迅速に復旧すること期待できます。				
活用事業				
—				

・国土交通省木曾川下流河川事務所 HP「中部で初めての試みとなる災害協定締結式を実施」
https://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/bousai/pdf/saigaiji_kyoutei.pdf



		リスク低減	洪水氾濫								
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）										
基本施策	Ⅲ—2	自治体・企業等の連携									
導入メニュー	Ⅲ—2—③	企業との連携強化（防災協定）									
名古屋市 みなとアクルス（スマートタウン）			実施主体：みなとアクルスまちづくり推進協議会								
みなとアクルス（スマートタウン）  <p>防災訓練の様子</p>  <p>防災意識啓発講習の受講</p>			諸元 <table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>2,332,176人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>1,122,103世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>326.50K㎡</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table> <small>※諸元は名古屋市のデータを記載 ※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	人口	2,332,176人	世帯数	1,122,103世帯	行政区面積	326.50K㎡	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
人口	2,332,176人										
世帯数	1,122,103世帯										
行政区面積	326.50K㎡										
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり										
（出典：第25回防災まちづくり大賞受賞事例集（令和2年度） https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei25th.pdf											
取組概要 <ul style="list-style-type: none"> ・開発エリアは、名古屋市港区に位置し、地震発生に伴い、「0.5～1.5m程度の津波浸水」「浸水開始時間（浸水深30cm）2時間程度」の被害が予測されているほか、近隣河川の氾濫やアンダーパスの冠水リスクもあるため、地域防災に資する災害に強いまちづくりの実現に向けた取り組みを行っています。 ・ソフト面からのアプローチとして、DCP（地域活動継続計画）を導入し、安全・安心なまちの実現のため、開発に携わった事業者でエリアマネジメント組織「みなとアクルスまちづくり推進協議会」（9社参加）を設立し、各施設やまちの関係者が連携し、各種訓練の実施、講習・研修への参加や年1回、防災訓練やエネルギーセンターから港区役所への非常用電力供給訓練を実施しています。 ・2ヶ月に1回、各施設間での情報伝達訓練を実施しています。 											
取組のポイント <ul style="list-style-type: none"> 【ハードとソフトの一体的な取り組み】 確実なハード整備とそれを最大限に活かすソフト対策を充実することで、災害に強いスマートタウンを実現し、なおかつ港区への非常電源供給をはじめとした様々な地域貢献を丁寧に行っています。 【防災意識の醸成】 まちの関係者が各種訓練を継続的に実施することで、意識の変化、防災スキルの向上、行動が定着しています。 											
活用事業 —											

・総務省消防庁 HP「地域防災を支える自主防災組織等の育成」第25回防災まちづくり大賞事例集
https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei25th.pdf



		リスク低減	洪水氾濫	
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		 	
基本施策	Ⅲ—2	自治体・企業等の連携		
導入メニュー	Ⅲ—2—③	企業との連携強化（防災協定）		
災害時における要支援者への宿泊施設の提供に関する協定			実施主体：三重県伊勢市・(株)グリーンズ	
 <p style="text-align: center;">災害協定 調印式</p> <p style="text-align: center;">（出典：伊勢市 HP https://www.city.ise.mie.jp/bousai_kyukyu/bousai/torikumi/kyotei/1011488.html）</p>			諸 元	
			人口	122,765 人
			世帯数	51,580 世帯
			行政区面積	208.35K m ²
			都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
			<small>※諸元は伊勢市のデータを記載 ※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> ・三重県伊勢市と株式会社グリーンズは、「災害時における災害要配慮者に対する宿泊施設等の提供に関する協定書」を締結しています。 ・この協定は、災害が発生した際に、高齢者など市が指定する要配慮者に対し同社の運営する市内3ホテルの客室を、市を通じ提供するものです。 				
取組のポイント				
【使用期間】 要配慮者の当該宿泊施設の使用期間は、災害発生後から、要配慮者の応急仮設住宅、自宅その他の居住施設が確保されるまでの期間とし、3か月を限度としています。ただし、必要に応じて、協議のうえ、3か月を限度に使用期間を延長できるものとしています。				
活用事業				
—				



・伊勢市 HP「伊勢市と株式会社グリーンズの災害協定」
https://www.city.ise.mie.jp/bousai_kyukyu/bousai/torikumi/kyotei/1011488.html



		リスク低減	洪水氾濫	
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		 	
基本施策	Ⅲ—2	自治体・企業等の連携		
導入メニュー	Ⅲ—2—③	企業との連携強化（防災協定）		
災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定			実施主体：埼玉県越谷市・医療法人秀峰会	
<p style="text-align: center;">災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定締結式 越谷市・医療法人秀峰会</p> <p style="text-align: center;">（出典：越谷市 HP https://www.city.koshigaya.saitama.jp/anzen_anshin/bosai/oshirase/koshigaya_contents_20220922.html）</p>			諸 元	
			人口	341,621 人
			世帯数	142,774 世帯
			行政区面積	60.24K m ²
			都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
			<small>※諸元は越谷市のデータを記載 ※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所とは、高齢者、障がい者（児）、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において特別な配慮を必要とする人を対象とする避難所です。 越谷市では、あらかじめ、市の施設や、市と協定を結んだ県や民間の施設を福祉避難所として位置づけていますが、医療法人秀峰会と令和4年(2022年)9月22日に「災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定」を締結しています。 本協定の締結により、災害時に市からの要請に応じて、医療法人秀峰会が管理する施設の一部を福祉避難所として利用できます。この協定により、市内で福祉避難所として利用できる施設は25施設となりました。 				
取組のポイント				
【他の法人との連携】 この医療法人以外にも、社会福祉法人や株式会社とも協定を締結し、福祉避難所の確保に努めています。				
活用事業				
—				

・越谷市 HP「医療法人秀峰会と災害時における応援協定を締結」
https://www.city.koshigaya.saitama.jp/anzen_anshin/bosai/oshirase/koshigaya_contents_20220922.html#auto_anc0



		リスク低減	洪水氾濫								
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		 								
基本施策	Ⅲ—4	有事を見据えた体制づくり									
導入メニュー	Ⅲ—4—②	広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくり									
応急仮設住宅建設マニュアル			実施主体：広島県								
主な内容 <ul style="list-style-type: none"> ● 平常時からの準備 <ul style="list-style-type: none"> ・被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定等 ・想定必要戸数に応じた建設候補地の確保 ・標準仕様の設定 ・建設事業者等との協定・発注準備 ・関係者間の役割分担，情報連絡体制 ・定期的な情報更新・会議の実施 ● 災害時における対応 <ul style="list-style-type: none"> ・初動（発災当日から数日） ・必要戸数の推計と要請 ・建設事業者の確定・発注 ・用地の確定 ・発注仕様の確定 ・資材不足等への対応 ・建設の進捗管理，検査，引き渡し等 ・入居管理・コミュニティ・要配慮者への配慮すべき事項 ・瑕疵対応，維持保全・メンテナンス，追加工事対応等 ・個人情報の管理 <p style="text-align: right;">（出典：広島県 HP https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/oukyukasetu.html）</p>			諸元 <table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>2,799,702 人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>1,243,527 世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>8,479.65K m²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>—</td> </tr> </table> <small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	人口	2,799,702 人	世帯数	1,243,527 世帯	行政区面積	8,479.65K m ²	都市計画	—
人口	2,799,702 人										
世帯数	1,243,527 世帯										
行政区面積	8,479.65K m ²										
都市計画	—										
取組概要											
・災害時の応急仮設住宅の建設を迅速に進めるため、「広島県応急仮設住宅建設マニュアル」を改正しました。											
取組のポイント											
【豪雨災害の被害の反映】 このマニュアルの改正に当たっては、広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）による地震被害想定に加え、平成30年の豪雨災害による被害も加味されています。											
活用事業											
—											

・ 広島県 HP「広島県応急仮設住宅建設マニュアルについて」<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/oukyukasetu.html>



		リスク低減	洪水氾濫
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 3 <small>すべての人に 関係は編む</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 11 <small>住民協力が 求められる</small> </div> </div>
基本施策	Ⅲ—4	有事を見据えた体制づくり	
導入メニュー	Ⅲ—4—④	災害廃棄物処理体制の検討	

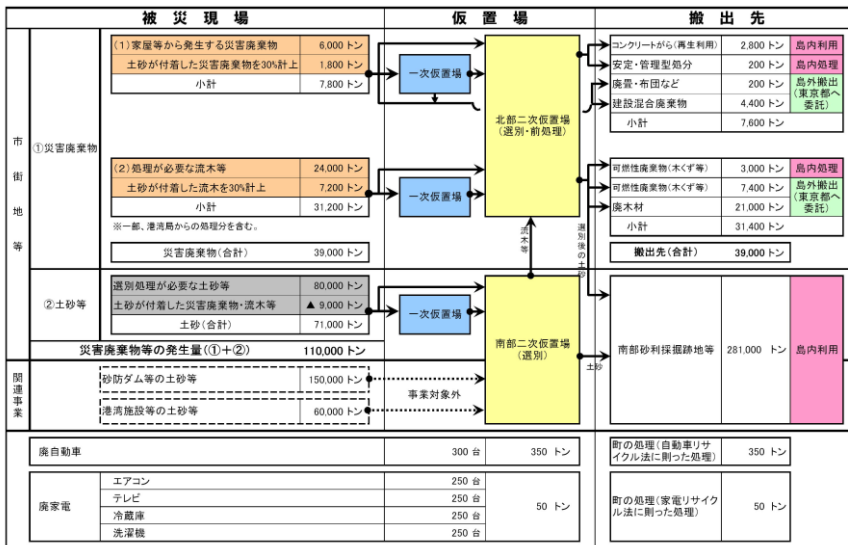
大島町災害廃棄物処理計画

実施主体：東京都大島町

- 災害廃棄物等処理方針**
- ① 町民の生活環境を保全するため、優先度の高いものから迅速に災害廃棄物等の処理を進める。
 - ② 災害廃棄物等は、できる限り島内で全ての処理を行う。島内で処理を行うことができない災害廃棄物等は、島内で前処理（選別、破砕処理等）を行い、島外でその後の処理を行う。
 - ③ 災害廃棄物等の分別を徹底し、埋立処分量の削減及び再資源化に努める。
 - ④ 島内で行う災害廃棄物等の処理は、島内の事業者者に委託して行う。
 - ⑤ 災害廃棄物の島外への運搬は、大島と東京港との間に定期航路を定めている海運業者に委託し船舶により行う。
 - ⑥ 災害廃棄物等の処理に係る経費の削減に努める。
 - ⑦ 災害廃棄物等の処理に当たっては、環境省、東京都及び区市町村等に協力を要請する。
- （平成 25 年 11 月 14 日大島町決定）

諸 元	
人口	7,102 人
世帯数	3,712 世帯
行政区面積	90.76K m ²
都市計画	非線引き都市 計画区域 用途地域指定 あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和 2 年国勢調査データを記載



災害廃棄物等処理方針（上）、災害廃棄物等の種類別処理フロー（概要）（下）

（出典：大島町災害廃棄物処理計画

<https://www.town.oshima.tokyo.jp/uploaded/attachment/157.pdf>）

取組概要

・本計画は、平成 25 年 10 月の台風 26 号に伴う記録的豪雨により被った被害により発生した災害廃棄物等を迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定めたものです。

取組のポイント

【処理計画策定の方向性的設定】 本計画では、処理計画策定の方向性として、町の特徴を踏まえた処理計画や島外処理に関する留意を定めているほか、リサイクルの推進や雇用の創出を通じた地域経済への貢献を目指しています。

活用事業

—

・大島町 HP「大島町災害廃棄物処理計画」<https://www.town.oshima.tokyo.jp/uploaded/attachment/157.pdf>



IV 事前復興

令和4年度作成

表 掲載事例

基本施策	導入メニュー	掲載事例【】は実施主体	災害種別	ページ
IV-1 事前復興まちづくり	① 事前復興まちづくりの準備	—	—	—
	② 事前復興計画の策定	—	—	—
	③ 企業の事業継続計画（BCP）の策定促進	事業継続計画（BCP）の策定支援【大阪府】	洪水氾濫	実践編 2-47



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	IV 事前復興		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>3 すべての人に 普及と普及</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 人がつながって 目標を達成しよう</p> </div> </div>
基本施策	IV-1	事前復興まちづくり	
導入メニュー	IV-1-1-③	企業の事業継続計画（BCP）の策定促進	

事業継続計画（BCP）の策定支援

簡易版BCP「これだけは！」シート(自然災害対策版) 南京・最終更新日: 年 月 日

1. 基本情報
 事業者(法人・個人) 所在地 事業継続目標(※1)
 事業継続方針 主要な業務(※2) (法人・個人) 主要な業務(※2) (法人・個人)

2. ハザードマップから考えるBCPの発動条件
 自社の所在地の災害リスクをハザードマップで確認し、その結果を基にBCPの発動条件を設定します。
 ハザードマップの種類: 地震、津波、洪水・高潮(外水氾濫)、内水氾濫、土砂災害(地滑り等)、濃状化
 発動条件: 水害、土砂災害、その他(※3)
 震度: 以上を観測した場合(※3)
 警戒レベル4「避難指示」(危険な場所から全員避難) (※4)
 警戒レベル3「高齢者等避難」(危険な場所から高齢者等は避難) (※4)
 主要な業務(※2)からの業務・サービスの供給の継続
 その他(※3)

3. BCPの発動時の組織体制
 緊急時の組織体制を事前に決定します。
 BCP担当: 社長(※5) 副社長(※5) 部長(※5) 課長(※5) 係長(※5) 担当者(※5)
 連絡係: 担当者(※5) 担当者(※5) 担当者(※5) 担当者(※5) 担当者(※5)
 連絡先: 担当者(※5) 担当者(※5) 担当者(※5) 担当者(※5) 担当者(※5)

4. 発災時の出社・帰宅体制(※6)(※7) (※8)
 出社・帰宅体制: 出社・帰宅体制(※6)(※7) (※8)
 出社・帰宅体制: 出社・帰宅体制(※6)(※7) (※8)

5. 減災の事前対策
 5-1. 備蓄物資: 備蓄物資(※9) 1人あたりの必要量(※10) 備蓄期間(※11) 最低限必要な備蓄量(※12) 保管場所(※13)
 5-2. 訓練・演習の実施: 訓練・演習の実施(※14) 訓練・演習の種類(※15) 訓練・演習の実施(※16)
 5-3. 保険への加入: 火災保険(※17) 地震特約(※18) 休業対応必須共済(※19) 業務災害保険(※20) 福祉共済(※21) 生命保険(※22) その他(※23)

6. BCPの発動時から復旧に向けて
 復旧に向けての取組(※24) 復旧に向けての取組(※25) 復旧に向けての取組(※26)

実施主体: 大阪府

諸元

人口	8,837,685人
世帯数	4,135,879世帯
行政区面積	1,905.32K m ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

(出典: 「超簡易版BCP『これだけは!』シート」自然災害対策版
https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2492/00337944/youshiki_shizen_Ver.2_tegaki_ryoumen.pdf

取組概要

- ・大阪府では、中小企業・小規模事業者のBCP策定を推進するため、事業継続に際し最低限決めておくべき項目にしぼりこんだ様式「超簡易版BCP『これだけは!』シート(主に自然災害対策版)」を令和元年12月に、同シートの新型コロナウイルス感染症対策版についても令和3年1月に作成し、大阪府ホームページで公開し、策定方法動画もYouTubeで公開しています。
- ・大阪府と近畿経済産業局は、大阪府内の中小企業・小規模事業者のBCP(事業継続計画)策定率の向上を図るため、令和2年(2020年)1月に事業継続力強化支援に関する連携協定を締結しています。
- ・大阪府の「超簡易版BCP『これだけは!』シート(自然災害対策版)及び(新型コロナウイルス感染症対策版)」の策定と中小企業庁の「事業継続力強化計画」の認定取得の両方を行うことを「BCP策定大阪府スタイル」と命名し、大阪府と近畿経済産業局が連携して各ツールの利用促進を図り、BCP策定率向上、災害対応力向上を図っています。

取組のポイント

【「超簡易版BCP『これだけは!』シート」】最低限決めておくべき項目にしぼりこんだ様式「超簡易版BCP『これだけは!』シート(自然災害対策版・新型コロナウイルス感染症対策版)」は、A3サイズ用の紙1枚に記入(入力)するだけで完成させることができます。

活用事業

—

・大阪府 HP 「中小企業の事業継続計画(BCP)」 <https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/bcp/>